

第3次長野県教育振興基本計画原案のパブリックコメントの結果について

教育政策課

1 募集期間 平成29年12月20日（水）～平成30年1月18日（木）30日間

2 ご意見の状況

- ・関係団体 9団体 意見数 97件
- ・市町村・市町村教育委員会 9団体 意見数 24件
- ・これからの長野県教育を考える有識者懇談会委員 3名 意見数 4件
- ・県民意見提出者 16名 意見数 129件

計 37団体・名 254件

3 項目別意見数の内訳

項目（第3次長野県教育振興基本計画原案の目次による分類）	件数
計画全体	10
第1編 計画策定の基本的な考え方	0
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	7
第3編 長野県のこれまでの取組	22
第4編 これからの長野県教育のあり方 第1 基本理念	20
第2 基本目標	1
第5編 基本計画 第1 重点政策	59
第2 施策の展開（全体）	1
第2 施策の展開 1 未来を切り拓く学力の育成	14
2 信州を支える人材の育成	18
3 豊かな心と健やかな身体の育成	23
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	25
5 すべての子どもの学びを保障する支援	45
6 学びの成果が生きる生涯学習の振興	3
7 潤いと感動をもたらす文化とスポーツの振興	1
8 本計画における成果指標	5
第6編 計画を推進するための基本姿勢	0
合計	254

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
計画全体	-	全体の構成が分かりにくく、述べようとしている全体像が伝わりにくい。基本計画で具体的に何を強調して、どういう方向に進みたいのかがよくわからない。	ご意見の趣旨を踏まえ、分かりやすい表現に努め、修正しました。
計画全体	-	横文字が多いと、品格があり上品さと高度さを感じるが、どの年代層にでも手軽に読め、理解できる文章表現の方が大切だと思う。冊子の最後に「用語の解説」は入っているものの抵抗を感じる。	解説が必要と思われる用語については、印（*）を付した上で、巻末に用語解説を掲載しています。 いただいたご意見の趣旨を踏まえ、今後の計画策定や資料作りにおいて、県民の皆様へより分かりやすく本県の取組をご理解いただけるよう努めてまいります。
計画全体	-	こうした計画は県民が理解しやすいものであるべきであり、できる限りカタカナ表示は避けるべきである。	解説が必要と思われる用語については、印（*）を付した上で、巻末に用語解説を掲載しています。 いただいたご意見の趣旨を踏まえ、今後の計画策定や資料作りにおいて、県民の皆様へより分かりやすく本県の取組をご理解いただけるよう努めてまいります。
計画全体	-	カタカナ用語が頻出するが、一般には理解しにくい上に、共通理解につながりにくい。できるだけ平易で分かりやすい言葉に替え、統一すべきである。	解説が必要と思われる用語については、印（*）を付した上で、巻末に用語解説を掲載しています。 いただいたご意見の趣旨を踏まえ、今後の計画策定や資料作りにおいて、県民の皆様へより分かりやすく本県の取組をご理解いただけるよう努めてまいります。
計画全体	-	ふだん使わない、見慣れないカタカナ語には違和感がある。	解説が必要と思われる用語については、印（*）を付した上で、巻末に用語解説を掲載しています。 いただいたご意見の趣旨を踏まえ、今後の計画策定や資料作りにおいて、県民の皆様へより分かりやすく本県の取組をご理解いただけるよう努めてまいります。
計画全体	-	「学校教育の充実・発展」という、教育政策の中核となる課題を語る際に、県民に伝わりにくいカタカナ語を使うのは避けてほしい。	解説が必要と思われる用語については、印（*）を付した上で、巻末に用語解説を掲載しています。 いただいたご意見の趣旨を踏まえ、今後の計画策定や資料作りにおいて、県民の皆様へより分かりやすく本県の取組をご理解いただけるよう努めてまいります。
計画全体	-	今回の「基本計画原案」はどの範囲まで示されているのか。現場で子どもたちと日々向き合う教職員にはどの程度示されているか。現場の教職員の声が反映されないようでは、そもそも「基本計画」になっていかないと思うがいかがか。	計画原案の策定にあたっては、教育関係者にもご参加いただいた有識者懇談会を開催するほか、県教育長により、全公立小中学校長との懇談、若手教員との意見交換などの内容を反映しております。 また、今回、パブリックコメントでいただいたご提案等につきましても、内容を十分に検討し、計画をより良いものにしてまいります。
計画全体	-	中教審教育振興基本計画部会が公表した「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議計画について」によると、教育の目的の一つとして「人格の完成」を位置付けた上で論が展開されている。県の計画は、教育の目的、あるいは使命の位置づけがあいまいであり、教育の目的を「教育振興基本計画」の冒頭に位置付けるべき。	第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
計画全体	-	全体の構成が、「これまでの取り組み」の成果のうえに「時代の潮流」に即して「未来を拓く」構成となっているが、「これまでの取組」の中には当然大きな課題も残り、「時代の潮流」の中にも保護者の意識の変化などマイナス要因もあることから、現実の清濁を正視した上で、総括する文章が必要だと考える。	「時代の潮流」や「これまでの取組」に係るマイナス要因は、県としても認識しております。 第3次計画では、その様々な課題等を踏まえ総括する形で、これからの長野県教育の方向性を示す「基本理念」を掲げております。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
計画全体	-	成果目標の状況は、教育に関してこの手法がふさわしいのか疑問を感じる。目標としたことをどのような観点で評価するのか、「指定指標」が目標の評価基準として適合しているのか、検討の余地があると感じる。	ご意見の趣旨を踏まえ、県の施策をわかりやすく把握できるよう、施策の具体的方向ごとに、成果目標の達成度を測定する成果指標と目標数値を設定せずエビデンスを分析して有効に施策を実施するための参考指標を設定しました。 計画の推進にあたっては、成果指標と参考指標のほか、本計画に記載していないエビデンス等も含め、適切な評価ができるよう努めてまいります。
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	-	全体としてどのような教育の課題となるのか、教育課題との関連や構成の全体像が見えにくい印象を受ける。最初に、第一章としての全体要約を述べる必要があると考える。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述内容を変更しました。
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	-	トータルとしてここで述べたい中心が見えにくい。長野県教育の歴史的なあゆみや、その中で繰り広げられてきた教師の途な教育実践と教育現場の研究的な姿勢など、長野県教育を作ってきた土台となるものを述べる必要を感じる。単に【県民性】という言葉でくくっていいのかわかる。また、最近の課題として、学校に寄せる社会風潮の変化なども、マイナスのポテンシャルとして述べる必要があるのではないかと考える。	第3次計画原案では、第2編に時代背景と長野県の特徴、第3編にこれまでの長野県教育の取組とその課題等を記載し、それらを踏まえ、第4編の「これからの長野県教育のあり方」へ繋がるよう構成しています。 また、第2編の「長野県教育のポテンシャル」は、過去にとらわれることなく、現在の長野県教育のポテンシャルについて記述しております。 「長野県教育のポテンシャル」には、これからの長野県教育に役立てることができる優れた特徴を中心に記載しております。
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	-	教育がなすべきこととして、人格の完成こそをまず、謳うべきではないか。教室にある多様性は、グローバル化によるものだけでなく、多様性を持つ生徒が尊重されるためには、きめ細やかな教育が行われ得る教育条件が不可欠である。	第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	-	「実質30人規模の少人数学級を導入したことにより、教師が一人ひとりの子どもにかかわる時間や機会が増えたことを活かし、個に応じたきめ細かな指導が行われています。」とあるが、実態は「35人学級」であり、もし「個に応じたきめ細かな指導が行われている」とすれば、それは教職員の「自主的」な、しかも膨大な超過勤務による点が大きいと考えられる。	長野県では信州少人数教育推進事業を実施しており、すべての学年において35人を上限とした学級編制を実施するとともに、30人を越える学級に対して、少人数学習集団編成加配・学習習慣形成支援を加配する等、個に応じたきめ細かな指導が可能になる教員配置に努めているところです。今後も引き続き教育環境の充実に努めてまいります。
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	-	少人数学級を肯定的に記述しているが、高校へと拡大する視点がないのは不十分である。	「高校改革 ～夢に挑戦する学び～」において、今後の改革のあり方を示していく予定です。なお、記述方法を一部修正しました。
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	-	長野県の公民館数や図書館数が多い特徴を、単に県民が学ぶことができる環境があるとするだけではなく、歴史的視点から捉えるべきである。風土と県民性に言及するにあたっては、中央への追従ではなく、中央の政策を批判的に読み解き、主体を確立する住民運動の歴史を有している視点を貫くべきである。	過去にとらわれることなく、現在の長野県教育のポテンシャルについて記述しました。
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	-	公民館や図書館は社会教育施設であり設立趣旨はすべての年代の使用を想定しているので、「子供に限らず」の文言は不要ではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県の教育をめぐる情勢 第2 長野県教育のポテンシャル 1 教育を大切にす風土と県民性」から、「子どもに限らず」の文言を削除しました。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策 1	ポテンシャルの部分に、「30人規模の導入で～個に応じたきめ細かな指導が行われている」とあるが、これまでの取組に「国に先駆けて全小中学校に30人規模学級を導入し、30人規模学級編制を活かしたきめ細かな指導方法等の工夫改善に取り組んできましたが、多くの指標で目標の達成が困難な状況となっています。」とある。達成困難な状況として記載されている内容で合致しているのかが疑問。他の要因の分析はないのか。	小・中学校においては、国に先駆けて導入した30人規模学級編制を活かし、きめ細かな指導方法等の工夫改善に取り組んでいるところですが、それでもまだ、一人ひとりの実態に応じた補充学習などが十分でないことが、目標達成が困難となった主な要因だと分析しています。今後も、30人規模学級編制を活かし、学力向上のPDCAサイクルの効果的な活用など、きめ細かな指導方法の更なる工夫改善が進められるよう支援してまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策1	全国学力・学習状況調査の分析だけでは図れない学力がある。 30人規模学級編制を活かしているが、1クラス30～34人の学級では様々な児童生徒の対応も増えてきているので、第3次基本計画では、学級規模をさらに小さくしてきめ細かく取り組めるようにして欲しい。	県では全国に先駆けて、平成25年以降すべての学年において35人以下学級を実施しています。また、各学校の状況に応じて全県で約400名の教員を加配し、課題解決への支援を行っています。今後もより有効な配置のあり方を検討してまいります。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策1	②高校教育の充実について、高校生の授業に臨む意欲と意識の高まりを進学対策集中講座や基礎学力定着のための授業改善に矮小化してはならない。自主的な研究会活動などによる研究とそれに基づく実践の深化による、授業の発展の結果と捉える視点が必要である。	授業改善の取組みは例示であり、授業に臨む意欲と意識の高まりは、様々な取組による成果と考えております。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策1	②高校教育の充実について、個別の再編計画は、住民に限らず、教育に係わる当事者全体からの意見聴取が必要であり、そこで出された意見は最大限尊重されなければならない。	地域住民だけでなく、広く教育関係者の意見を反映させる意図が示せるよう記述を修正しました。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策2	キャリア教育のとらえが浅薄である。キャリア教育は、社会の中で自らがどのように存在するかを考え、理想とする社会と自らの姿を描き、その実現のために行動できる力を獲得する教育でなければならない。以後も頻出する「人材」には強い抵抗感を覚える。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 2-(1) キャリア教育の充実」に記載しております。 長野県教育委員会は、平成23年11月に「長野県キャリア教育ガイドライン」を策定し、これに基づき、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進しております。「基礎的・汎用的能力」は、キャリア教育の中心として育成すべきものとして位置づけられ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を内容としておりますので、進路や職業に特化したものではないと考えております。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策2	キャリア教育が進路や職業といった内容に偏っている記述が気になる。キャリア教育は少なくとも各ライフステージに応じた役割や成長発達を遂げていくことであり、一般的には職業や進路に特化していないと思う。今一度キャリア教育という概念等を示して欲しい。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 2-(1) キャリア教育の充実」に記載しております。 長野県教育委員会は、平成23年11月に「長野県キャリア教育ガイドライン」を策定し、これに基づき、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進しております。「基礎的・汎用的能力」は、キャリア教育の中心として育成すべきものとして位置づけられ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を内容としておりますので、進路や職業に特化したものではないと考えております。なお、用語説明のキャリア教育の定義は、中央教育審議会答申（平成23年1月）によるものです。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策2	夢や目標が持てないのは、学校だけではなく社会（大人）の責任であると思う。人材の育成ではなく、人格の完成をめざし、いろいろな大人と接することができる教育環境を整えてあげたい。	ご意見をいただきました点につきましては、キャリア教育を推進する際に重要な点であると考えております。今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策2	地域を学ぶ体験学習について、郷土に誇り・愛着を持てるようになることを目標にしてはならない。結果として、自らがかわる地域に誇りや愛着を持てるようになるとしても、それを目的化してはならない。	ご意見を参考に、長野県・地域を学ぶ体験学習の推進に努めてまいります。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策2	英語検定を受検するには検定料がかかる。検定料納入困難な家庭があるかもしれないという貧困の実態をつかんでいるのか。英語検定が必須だとすれば第3次基本計画では県で補助すべきである。	測定指標とするため英語検定の受検を強制するものではありません。文部科学省の英語教育実施状況調査では、相当の英語力を有すると思われる生徒を含めた数値となっております。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策3	「心の豊かさ」は誰にも定義できず評価もできない。「豊かな心」が示すものは不明確であるうえに、示されている4つの行動の浸透で育まれるものではない。内心に関わる記述は慎重であるべき。	ご意見いただきました事項について、「心の豊かさ」は4つの行動だけで育まれるものではありませんが、「共育」クローバープランの4つの行動目標は、教育における「不易」の実現のため、子どもだけでなく誰もが取り組めるようシンプルでわかりやすく提起されたものであり、豊かな心につながる活動であると考え、今後もその浸透を図ってまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策3	市民道徳を涵養する教育は、あらゆる場面で行われるべきであり、推進教員の研修により実現されるものではない。小学校の道徳教科書では、徳目や規律・規範意識が強調され、道徳教育が戦前の修身化する可能性は否めず、そこからは自他ともに肯定・尊重できる心情は育まれない。	学校教育における道徳教育は、全教育活動を通して行われるものであり、道徳教育推進教師の研修は、学校における道徳教育が計画的・発展的に行われることにつながると考えております。研修の参加者が、各学校で中心となって道徳教育を推進できるよう、内容の充実に努めてまいります。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策3	測定指標（あいさつ、人の気持ちがわかる、人の役にたつ人間になりたい）を数値目標にすることが理解できない。達成するために道徳教育推進教師の研修などで負担を増やしても数値目標が上がるとは思われない。第3次基本計画では数値目標を設定するべきではない。	ご意見いただいた事項については、子どもたちの豊かな心の育成に資するために、自己肯定感や自己有用感に関わる質問項目を測定指標として位置づけしてきました。測定指標「あいさつ」「人の気持ち分かる」は出典元の調査「全国学力・学習状況調査」の調査項目から外されており、測定不能の為、測定指標から除く方向です。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策3	健康づくり・体力の向上について、各家庭が抱える困難への配慮がない。経済面をはじめ、様々な困難から、子どもの健康づくりなどに取り組むことができない家庭の苦悩は、啓発活動が重点的に進められるほど深まる可能性がある。	健康づくりについては、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 3-(2) ④健康保持増進、健康教育、食育推進」に記載のとおり、各教科や研修会、講座の実施などあらゆる機会を通じて普及啓発に努め推進していく必要があると考えております。また、県の実施した意識調査において、経済的に困難を抱える家庭ほど朝食をとっていないという実態は把握しております。そのことを踏まえ、県では各家庭が抱える様々な困難に応じた支援をしてまいります。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策3	朝食も食べられない家庭があるかもしれないという貧困の実態をつかんでいるのか。毎日朝食を食べる児童の割合が達成困難である分析が必要である。一緒に食べようキャンペーンの啓発では目標達成困難は解消できず、保護者の生活スタイルが児童生徒中心になるような働き方に変わるような関係機関への働きかけが欲しい。	朝食を食べられない（食べない）理由は、時間がない、食欲がない等様々ですが、生活困窮層では欠食の割合が一般層よりも高く、その理由として「子どものころから食べる習慣がない」と回答した割合が高いことを調査により把握しております。生活スタイルはそれぞれの家庭の事情や個々の考え方によるため、分析を試みたものの、はっきりとした要因の特定までに至りませんでした。そのような現実を踏まえ、教育機関としては引き続き関係機関と連携して朝食喫食の重要性の周知に努めながら、児童生徒が保護者となる将来を見据えて、意識の改革につながる教育に努めてまいります。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策4	「学校へ行くのが楽しい」、「喜んで学校へ行っている」が達成困難の達成予測だが、90%近い実績値から、学校は十分努力をしていると受け止めて欲しい。楽しくない子ども、喜んでいない保護者がいてもよいのではないのか。	学校の努力に対する温かいご意見をいただき感謝いたします。一人でも多くの子どもが「学校へ行くのが楽しい」と感じ、一人でも多くの保護者が「喜んで学校へ行っている」と捉えることができるよう、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策4	信州型コミュニティスクールは運営協議会制度を導入していないので、文科省の施策としては認知されていないようだが、地元で信州型を推進している身には少し寂しい気がする。	信州型コミュニティスクールは、文部科学省の学校運営協議会制度と地域学校協働活動の利点を兼ね備えた制度として普及を図ってきたものであり、目指す方向性は文部科学省と何ら変わるところはないと考えております。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策4	教師の単線的成長観と単一的教師像にとらわれている。教員の成長は、ステージごと、項目ごと、段階的に成し遂げられるものではなく、生徒や自らの格闘、そしてその反芻を通じてなされるものである。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(2) 教員の資質能力向上と働き方改革」に記載しております。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策5	夢や目標がもてない社会なので、学校へ行くのが楽しくなく、悩みを抱える児童生徒の在籍率の達成予測が達成困難であることは当然。新たな不登校を出さないための取組、不登校が長期化している児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実していくには第3次基本計画で人的配置の充実が必要である。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(1) いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援」に記載しております。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策5	「不登校児童生徒の状況が改善されること・・・」等と書かれているが、「登校できること」が状況の改善と理解して良いか。もっと当事者の声を聴くこと、あるいは「国連・子どもの権利委員会」が日本政府に勧告している内容についてはまったく触れられていないが、どのように考えているか。	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づき、子どもたちが、安心して登校し、学校生活を送ることができるように、児童生徒の抱える「不安」や「悩み」を早期に発見できる体制の整備を進めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた状況が改善されるように、学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整備していきたいと考えております。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策6	「本県の強みである公民館活動～」をエビデンスを強調するために、「多くの実績のある公民館活動～」へ変えてはいかがか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第3編長野県教育のこれまでの取組 (6) ①」に「今後は、本県の強みであり、多くの実績のある公民館活動の…」と記載しました。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策6	地域の方々が、それぞれの人生で蓄積した経験をもとに学校教育に係わる意義は大きい。しかし、単なる学校支援に留まってはならない。学校の在り方を、直接・間接に関わる当事者がともに検討していく先駆的な取り組みがあり、それをモデルとして各校独自の取り組みが蓄積されている。それらの取り組みにこそ学ぶべきではないか。	ご意見を参考に、地域・家庭と共にある学校づくりに努めてまいります。
第3編 長野県のこれまでの取組	基本施策7	第3次基本計画では、働き盛り、子育て世代に時間的余裕があるような社会をつかって欲しい。総合型地域スポーツクラブなどを充実し、部活動をなくし、スポーツを楽しむ環境整備を推進していくべきである。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 7 - (3) スポーツの振興」に記載しております。
第4編 これからの長野県教育のあり方 (基本理念)	-	「1人一人の学びが生きる教育立県信州の創造」とあるが、「教育立県」あるいは「教育県」といったことを謳うには、相応の教育条件整備、つまり予算措置は欠かせない。しかし、長野県の教員、特に中学校教員はその多くが月100時間超えの超過勤務をずっと続けているという酷い現状がある。1人一人の学びを生かす教育を真に進めるためには、教員の犠牲の上に成り立つ今の歪な教育行政を改めるべきだと心から思う。	第2次計画においては、「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。 第3次計画の策定にあたっては、信州で学ぶ誰もが、これからの予測困難な未来を自らの手で切り拓き、夢を実現する力を身に付けられることを目指し、基本理念を「「学び」の力で未来を拓き、夢を実現する人づくり」に改訂しています。 教員の働き方改革推進については、県においても喫緊の課題と認識しており、「学校現場における働き方改革推進基本方針」を策定し、市町村と連携しながら、教員の本来業務である「よい授業づくり」に注力できるために、教員の時間外勤務時間縮減にむけた取組に踏み出したところです。 また、国の「分業化・協業化による学校現場の業務改善推進」の方向を踏まえ、県としてもスクールサポートスタッフや部活動指導員等、外部人材を活用した学校の支援体制の充実を検討しているところです。 さらに、県教委と市町村教育委員会連絡協議会、長野県PTA連合会の連名で、「公立小中学校における働き方改革のための共同メッセージ」を発信し、地域・保護者の理解を得ながら3者が連携して学校における働き方改革推進に当たることを表明しました。 今後、「基本方針」に示された「直ちに取り組むこと」「中期的な取組」「全県で一斉に取り組むこと」等について、それぞれの立場で着実に推進し、教員が一人一人に向き合い、きめ細かな教育が実践できるための教育環境の充実を努めてまいります。
第4編 これからの長野県教育のあり方 (基本理念)	-	「教育立県」をうたうには、それなりの教育条件整備も必要と考える。定数改善なしに「教育立県」はありえない。	第2次計画においては、「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。 第3次計画の策定にあたっては、信州で学ぶ誰もが、これからの予測困難な未来を自らの手で切り拓き、夢を実現する力を身に付けられることを目指し、基本理念を「「学び」の力で未来を拓き、夢を実現する人づくり」に改訂しています。 長野県では信州少人数教育推進事業を実施しており、すべての学年において35人を上限とした学級編制を実施するとともに、30人を越える学級に対して、少人数学習集団編成加配・学習習慣形成支援を加配する等、個に応じたきめ細かな指導が可能になる教員配置に努めているところです。今後も引き続き教育環境の充実を努めてまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第4編 これからの長野県教育のあり方 (基本理念)	-	<p>「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」とあるが、「教育立県」をうたうには、それなりの教育条件整備が必要と考える。</p> <p>小中学校では、臨任者なしには現場は回らない状態であり、その臨任者も正規教職員とほとんど変わらない働き方をしている。教職員を増員し、こうした状況の改善を進めていただきたい。</p>	<p>第2次計画においては、「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。</p> <p>第3次計画の策定にあたっては、信州で学ぶ誰もが、これからの予測困難な未来を自らの手で切り拓き、夢を実現する力を身に付けられることを目指し、基本理念を「「学び」の力で未来を拓き、夢を実現する人づくり」に改訂しています。</p> <p>小中学校の講師比率の高さについては、県としても課題と考えており、ここ数年減少させてきているところです。これを解決するために、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。</p> <p>ただし、新規採用教員数については、退職者数、少子化に伴う児童生徒数の減少及び小中学校の統廃合による学級数の状況や将来の児童生徒数（学級数）の動向等を踏まえ、長期的視野に立ち、年度別採用数の平準化を考慮して決定しているため、急増させることは困難です。</p>
第4編 これからの長野県教育のあり方 (基本理念)	-	<p>「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」とあるが、「教育立県」をうたうには、それなりの教育条件整備が必要で、これこそ教育行政のすべき喫緊の課題である。</p> <p>教育立県の基盤をつくるために、教職員を増員し、教職員が足りない状況の改善を直ちに進めて欲しい。</p>	<p>第2次計画においては、「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。</p> <p>第3次計画の策定にあたっては、信州で学ぶ誰もが、これからの予測困難な未来を自らの手で切り拓き、夢を実現する力を身に付けられることを目指し、基本理念を「「学び」の力で未来を拓き、夢を実現する人づくり」に改訂しています。</p> <p>小中学校の講師比率の高さについては、県としても課題と考えており、これを解決するために、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。</p> <p>今後、新規採用教員数については、退職者数、少子化に伴う児童生徒数の減少及び小中学校の統廃合による学級数の状況や将来の児童生徒数（学級数）の動向、再任用者数等を踏まえ、長期的視野に立ち、一定規模の安定的な教員採用、年度別採用数の平準化を考慮しつつ、拡充に努めてまいります。</p>
第4編 これからの長野県教育のあり方 (基本理念)	-	<p>「教育立県」を掲げているが、「基本計画」にある内容を実施していくためには、それを担う教職員配置が不可欠である。人を増やすという根本的に重要な点が放置されたまま、新たな事業に取り組もうというのは到底困難な話。標準定数を上回る教員配置を、県の独自施策としてぜひ実施していただきたい。</p>	<p>第2次計画においては、「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。</p> <p>第3次計画の策定にあたっては、信州で学ぶ誰もが、これからの予測困難な未来を自らの手で切り拓き、夢を実現する力を身に付けられることを目指し、基本理念を「「学び」の力で未来を拓き、夢を実現する人づくり」に改訂しています。</p> <p>県では信州少人数教育推進事業により約1000人、その他の学校課題に対応した加配を約400人配置し、各学校の課題解消・教育充実への取組を支援しているところです。今後も事業の継続に努めてまいります。</p>
第4編 これからの長野県教育のあり方 (基本理念)	-	<p>「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」とあるが、「教育立県」をうたうには、それなりの教育条件整備が必要だと思う。</p> <p>小中学校や特別支援学校では、教職員が足りていない状況と聞いている。これでは、いくら「教育立県」を叫んでも、「一人ひとりが学び生きる教育」とはならない。</p> <p>教職員を増員し、このような状況を改善していくことが必要と考える。</p>	<p>第2次計画においては、「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。</p> <p>第3次計画の策定にあたっては、信州で学ぶ誰もが、これからの予測困難な未来を自らの手で切り拓き、夢を実現する力を身に付けられることを目指し、基本理念を「「学び」の力で未来を拓き、夢を実現する人づくり」に改訂しています。</p> <p>小中学校の講師比率の高さについては、県としても課題と考えており、これを解決するために、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。</p> <p>今後、新規採用教員数については、退職者数、少子化に伴う児童生徒数の減少及び小中学校の統廃合による学級数の状況や将来の児童生徒数（学級数）の動向、再任用者数等を踏まえ、長期的視野に立ち、一定規模の安定的な教員採用、年度別採用数の平準化を考慮しつつ、拡充に努めてまいります。</p>

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」とあるが、豊かな教育を保証するためには教育条件整備が必要であると考えます。教職員数の増員もしっかりと明記するべきである。	第2次計画においては、「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。 第3次計画の策定にあたっては、信州で学ぶ誰もが、これからの予測困難な未来を自らの手で切り拓き、夢を実現する力を身に付けられることを目指し、基本理念を「「学び」の力で未来を拓き、夢を実現する人づくり」に改訂しています。 小中学校の講師比率の高さについては、県としても課題と考えており、ここ数年減少させてきているところです。これを解決するために、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。今後、学級数の状況や将来の児童生徒数（学級数）の動向等を踏まえ、年度別採用数の平準化を考慮しつつ、採用数を検討してまいります。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	「人づくり」の表現に違和感を覚える。子どもたちが夢を実現するために、学びを支えていく視点が重要ではないか。人をつくるのか、学びを支えるのか、主体・主役はどちらにあるのか。信州人が培ってきた学びが「今の時代が求める学び」に適合することを学びの目的化することは、学ぶ意義を矮小化する。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 また、第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	基本理念に「学びの力で未来を拓き夢を実現する人づくり」とある。人づくりとはどういうことか。県の計画では、教育基本法の基本理念とは乖離がみられる。個の人格の完成を長野県教育の第一の理念として位置づけることから始めるものだと思う。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 また、第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	基本理念「・・・人づくり」について、教育の目的は「人格の完成」である。「人」をつくる」という発想は児童・生徒の立場からの出発ではなく、「産業界」等からの要請に基づくものと思えない。 憲法、子どもの権利条約に基づき、「子どもの最善の利益」が保障されることを理念とすべきだと考える。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 また、第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、憲法は当然のこと、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	「基本理念」に「人づくり」を掲げているが、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、…」としている。「人づくり」ということばの中には、子どもたちを行政の都合に沿った「人材」に育てていこうとする発想が感じられる。教育基本法に掲げられた「人格の完成」を、県教委はどのようにとらえているのか、そのスタンスが見えてこないため、この部分に踏み込んだ記述をお願いしたい。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 また、第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	基本理念に「『学び』の力で、未来を拓き、夢を実現する人づくり」とあるが、教育基本法第1条に示された「教育の目的」には、「人格の完成」という記載がある。しかし県の計画ではこの点があいまいであり、その結果が「人づくり」や「人材の育成」が基本理念、又は重点政策に掲げられているのではないかと懸念。「人格の完成」を位置づけることが大切ではないかと懸念。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 また、第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	「人づくり」という言葉にとっても違和感を覚える。国でも「人づくり革命」なる言葉が使われているが、子どもにすれば、「どうして大人の言うとおりにしなくてはならないの？」という思いになってしまうのではないかと懸念。ほんとうにこの理念で良いのか考え直した方が良いのではないかと懸念。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	「夢を実現する人づくり」には、賛同できない。個人のものであるべき「夢」という言葉をつかって、産業界や県当局に有為な「人づくり」を推進したいという理念自体が間違っている。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 また、ご指摘のとおり、「夢」は個人のもと考えております。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	教育において、「人づくり」や「人材」という記述はいかがなものか。少なくとも学校現場においては、「人づくり」という尊大な表現は使っていないと思う。それは、教育の目的が「人格の完成」をめざすものであり、教育に携わるものは「人間をつくってやる」という姿勢ではないからです。「人材」という表現についても、人は何かの「材料」ではないと考えております。「人」を育ててください。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 また、第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	子どもたちの7人に1人が貧困状態であり、厳しい現実のもとで「夢」を描けずにいる子どもたちがいる可能性があるにもかかわらず、基本理念に「夢」をかかげれば、こうした子どもたちを切り捨てることにはならないのか。また、「人づくり」とあるが、教育の目的は「人格の完成」である。方向性がずれていないかと懸念。	基本理念には、子どもたちを含め、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	教育基本法には教育の目的に「人格の完成をめざし」とある。教育は「人材づくり」の手段ではなく、子どもたち一人ひとりの幸福を追求するための権利ではないかと懸念。どのような人格を形成していくかは、学びの中で一人ひとりがつくっていくもので、それを支援するのが学校及び教育行政の本務と考える。この理念・重点政策の「人づくり」、「人材の育成」は不適切ではないかと懸念。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 また、第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	それまでの構成の中で現実の課題意識があまり伝わってこない構成になっているので、「信州ならではの」「良質で多様な学び」など、文章が美しく抽象的になっているきらいがある。また、「信州らしさ」など「信州が培ってきた」など「信州」を強調しているが、他から来たものにとっては、内実が伝わらないのではないかと懸念。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述内容を変更しました。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	学びの姿勢の基礎・基本となる自ら考えて動く力「考動力」がこれからの学びの意欲・やる気に繋がるキープポイントだと思っている。 信州ならではの確かな「学び」の中で、この「考動力」を取り入れ、育てたい。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 1-(1)確かな学力を伸ばす教育の充実」に記載の目指す成果「基礎的・基本的な知識・技能、知識・技能の活用力と課題探究力、人間関係形成力等、これからの時代を生きるための資質・能力を身に付けるようにします。」「学ぶ意欲や目的意識をもった主体的な児童生徒を育てます。」に記載しております。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本理念）	-	学びと夢を結びつけるために突然の信濃の国6番は唐突過ぎ、違和感がある。	信濃の国6番は、厳しく過酷な自然環境の中でも未来を切り拓いてきた信州人の「学び」の力を、あらためて見つめ直して欲しい、という思いで掲載しています。 そしてその「学び」こそが、これからの変化の激しい時代に、夢を見つけ、夢を実現する手段になると考えております。
第4編 これからの長野県教育のあり方（基本目標）	-	基本目標1重視する視点について、それぞれの学校段階の連携は大切ではあるが、その時に何を軸に据えるかが重要になる。 子どもたち一人一人の資質・能力を伸ばす個の尊重と、すべての子どもに対し社会変化への対応のための資質・能力をもとめることは、同じ地平で語るができない。	二つの視点とも、子どもたちにとって重要な視点であり、これらの力を身に付ける「学び」の実践に取り組んでまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	「重点政策1・・・人材の育成」について、教育の目的を「産業界」に対し「人材」を提供することとしてはならない。	第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっており、「産業界」に対し「人材」を提供することではございません。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	「信州に根ざし世界に通じる人材の育成」とありますが、そもそも教育の理念は個人の人格の完成を目指すものであり、人材育成ではないと思う。教育を受ける中で、自分の特性を見極め、自分の希望に沿って進路を考えていくことが大事であり、最初からの何かのための人材となることが目的ではない。この文言はなじまないと思う。	第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっております。何かのための人材となることを目的としているものではございません。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	「人材」という言葉は教育政策にふさわしい言葉だと思えない。人（子ども）はそれぞれに人格を有した存在であり、大人からの指示を忠実に守って成長していくわけでもない。（「人づくり」という言葉も同様） 今回の基本計画にはこの「人材」という言葉が良く出てくるが、教育が「人材育成」のためのものと受け止められないように考え直していただきたい。	基本理念には、すべての信州で学ぶ人たちが、良質で多様な学びの機会を享受できるよう社会全体でささえ、その「学び」により、「夢を見つけ、そしてその夢を実現することができる人になって欲しい。そして、そうなるように信州で学ぶ人たちを育てていきたい。」という思いを表しています。 また、第3次長野県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める計画で、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」を踏まえた計画になっています。 本計画の推進にあたっては、教育基本法に定められた「教育の目的及び理念」と本計画で掲げる基本理念の実現を目指してまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	幼児教育・保育の充実について、所管の違いを埋める仕組みにして欲しい。	来年度策定予定の「長野県幼児教育振興基本方針（仮）」に基づき、所管の違いを超えて、すべての就学前児童がどの幼児教育を行う施設にいても質の高い教育を受けることができるように、来年度以降幼児教育支援センター（仮称）の構築を検討してまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	未就学児の多様な経験は重要であるが、貧困・格差の拡大と固定化、困難を抱えた家庭環境から、重要性を認めつつ取り組みない家庭への配慮が必要である。	困難を抱える家庭への配慮については、「長野県子ども・若者支援総合計画」において、家庭支援を含む幼児期からの包括支援について取り組むこととしており、教育委員会も連携して取り組んでまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	幼児教育・保育の充実について、「質の高い教育・保育」の指す内容がよくわからない。	県としては、質の高い幼児教育・保育を、環境を通して、子どもの自発的な活動としての遊びや生活を充実させていくことと考えております。詳しくは、来年度策定予定の「長野県幼児教育振興基本計画（仮称）」のなかを含めて検討してまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	小・中・特別支援学校に関して、「生き抜く力」という表現の仕方は、まるで他人と競争し、それに勝ち抜いていく力が必要だというように感じる。私は「仲間と共に支え合い、協力し合う力」こそ大切だと感じている。	複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な他者との協働を通じて、課題解決につながる新しい価値観や、行動を生み出すことが求められており、これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」をより、強調した表現としております。前提として、多様な他者との協調があり、また、重点政策の2において、「多様性を包む込む学校」への進化も打ち出しているところであり、他人と競争し、それに勝ち抜いていくという意図は含まれておりません。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	ユニバーサルデザインについては、学校、生徒、教職員が持つ個性と創造性を奪うことになりかねない。教員の負担軽減は、労働条件の改善によるべきである。教科・教科外活動のデザインをユニバーサルデザイン化することは、最も大切にすべき生きた教育の可能性を掴むことになりかねない。	信州型ユニバーサルデザインは、子どもたちの充実した学びを支える授業改善を進めるために、「すべての子どもがわかる・できるための授業づくりや環境づくりのための基盤となる内容」として構築するもので、特定の型を示すものではありません。授業改善の推進は、教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況に応じて行うことが重要であると考えており、ご指摘いただいた点につきましては、事業実施段階で参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「すべての子どもたちが『楽しく・わかる・できる授業』の一般化を目指し・・・」について、学習指導要領で求められている内容は、「すべての子ども」を視野に入れたものではない。「構築」すべきは、基礎基本をより重視した教育課程であるべきだ。「全国学テ」など、適切でない指標による競争の激化で、児童・生徒の学習への意欲や自己肯定感が低下している。	学習指導要領には「全ての児童（生徒）に対して指導するものとする内容の範囲や程度を示したものと示されており、国民として身に付けるべき基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせることが重要です。すべての子どもがわかる・できるための授業づくりや環境づくりを進める基盤として「信州型ユニバーサルデザイン」を構築し、授業改善を推進し、子どもたちの学習意欲や自己肯定感が高まると考えております。ご指摘いただいた点につきましては、事業実施段階で参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「すべての子どもたちが『楽しく・わかる・できる授業』の一般化を目指し、信州型ユニバーサルデザインを構築し」とあるが、ユニバーサルデザインは子どもの実態に合わせて取り入れられるものであり、スタンダードとして型を決めて、すべての教室の授業に一律に導入する性質のものではない。参考資料程度に示すべき性質のもの。	信州型ユニバーサルデザインは、子どもたちの充実した学びを支える授業改善を進めるために、「すべての子どもがわかる・できるための授業づくりや環境づくりのための基盤となる内容」として構築するもので、特定の型を示すものではありません。授業改善の推進は、教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況に応じて行うことが重要であると考えており、ご指摘いただいた点につきましては、事業実施段階で参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	県基準のクラス数があるのに専科教員が配置されていなかったりする。30人規模学級の恩恵があまりなくいきたるようになり、専科教員をきちんと配置して欲しい。小学校に英語科が導入されるにともない英語専科の教員の配置もお願いしたい。できるだけ正規教員を配置するよう正規率の数値目標を掲げて取り組んで欲しい。それが、学力向上にもつながると考える。	国では、英語の時数増に応じた定数改善を進めており、県においても国の動向を踏まえ、英語の専科加配を検討しているところです。小中学校の講師比率の高さについては、県としても課題と考えており、ここ数年減少させてきているところです。これを解決するために、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。今後、学級数の状況や将来の児童生徒数（学級数）の動向等を踏まえ、年度別採用数の平準化を考慮しつつ、採用数を検討してまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「信州らしさ」を打ち出すのであれば、小・中学校現場で大きな負担になっている「全国学力テストに長野県は参加しない」ということを決断したらいいかがか。	ご意見をいただいた全国学力・学習状況調査は、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育政策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。」という目的で実施されているものであり、教育振興基本計画への反映は困難であると考えております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「効果的な学力向上施策」とあるが、現在進行している点数偏重の「学力向上」策は、自ら考え、仲間と共に学びを深めようとする姿にはつながっていないと感じている。むしろ、早くから学ぶことを嫌いにさせ、子どもの自己肯定感を低めることにつながっている。点数偏重の学力観を改めるべき。	これからの時代を生き抜く力、時代を切り拓く力の育成に向け、適切な取組を進めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「教員の働き方改革」は、今学校現場が最も切実に求めているものではあるが、一握りの部活指導員やスクールサポーターの配置で、改善できるとは思えない。抜本的に教育予算を増やし、県独自の措置として大幅な教職員の配置増を実現することを求める。	教員の働き方改革推進については、県において喫緊の課題と認識しており、「学校現場における働き方改革推進基本方針」を策定し、市町村と連携しながら、教員の時間外勤務時間縮減にむけた取組に踏み出したところです。教員の増加については国の定数改善が必要であり、今後も国に働きかけてまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「教員の働き方改革」や「人も含めた教育環境の増強」「保護者、社会への啓発」など、教育を取り巻く時代状況を踏まえた基盤づくりをはずすわけにはいきません。その面で頂立てと記述が必要と考える。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第1 重点施策 1 信州に根ざし世界に通じる人材の育成」及び、「第2 施策の展開 1 未来を切り拓く学力の育成」「4-（1）地域・家庭と共にある学校づくり」「4-（2）教員の資質能力向上と働き方改革」に記載しております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	重点施策 1で「教員の負担軽減」と記しているが、長野県教育全体の中でどこにメスを入れるとどのように変化するかという課題意識とその解決に向けた方策の構造化や重点化がもっとされていてもいいと考える。「良い」とされることを現場にあれもこれも求めることで多忙な現状をさらに悪化させ、結果として求める世界が遠のいていくことが懸念される。	「教員の負担軽減」は、県においても喫緊の課題と認識しており、ご指摘のとおり、教員の働き方改革の推進やICT環境の整備など、多方面からの取組が必要であると考えています。取組の推進にあたっては、現場の状況を踏まえながら、重点政策 1に説明するように、まずは、働き方改革、「楽しく・わかる・できる授業の一般化」「不登校の減少」「学力等の向上」等の好循環サイクルの実現を目指してまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	問題は「働き方」でなく「働かせ方（働かされ方）」にあるということを読み違えないでほしい。フルタイムで学校にいて子どもたちに向き合うスタッフ＝正規教職員を増やすことを真っ先に考えてほしい。国の基準を超えて子どもたちのために分厚い人的配置をする。これが「信州型」であればどんなに素晴らしいだろうと思う。	長野県では信州少人数教育推進事業を実施しており、すべての学年において35人を上限とした学級編制を実施するとともに、30人を越える学級に対して、少人数学習集団編成加配・学習習慣形成支援を加配する等、個に応じたきめ細かな指導が可能になる教員配置に努めているところです。また、小中学校の講師比率の高さについては、県としても課題と考えており、これを解決するために、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。今後も引き続き教育環境の充実に努めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	スクールイノベーションの中に「これからの時代を生き抜く力を育むために必要な教員研修のあり方の見直し」も入れて欲しい。	教員研修については、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4 地域との連携・協働による安全・安心信頼の環境づくり」に記載しておりますよう、指標に基づき、内容と方法について検討しながら進めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	学校全体のシステムについてのICTについて検討できないか。ICTが得意とする特長を生かし、子どもたちと向かい合う時間の確保、教員の負担軽減、加えて学校管理上の課題を解決するという視点を検討されたい。	今年度、「ICTを活用した質の高い学びの実現」検討のためのプロジェクトチームを立ち上げ、有識者や市町村教育委員会を交えて、統合型校務支援システムの導入等について検討しているところです。今後、ICTを活用した具体的な支援策について、いただいたご意見を参考にさせていただき、当該プロジェクトチーム等の中で検討してまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	高校教育については、「夢に挑戦する学び」とはいったいどのようなことを言っているのか。聞こえは良いが、すべての人が夢を持たなくてはならないのかそれもまた疑問。耳障りの良い言葉だけが先走りしているように感じてならない。	高校時代は、自らの生き方を模索する時期です。すべての生徒が自らの夢を見つけ、夢に挑戦する学びの実現を目指していきたいと考えております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「高校改革 ～夢に挑戦する学び」の推進について、新たな学びに転換することを目的化してはならない。どのような教育を進めるのかは、各校の現状の洞察、将来展望による議論に任せるべきである。	社会の大きな変化を考えると、新たな学びへの転換が必要と考えています。高校がそれぞれの特色を持ちながら新たな教育へ転換するために、県教育委員会が全県統一的に示す作成指針に従って、各高校が「3つの方針」を策定します。各校での策定にあたっては校内での議論をはじめ、地域の皆様との意見交換等を踏まえながら進めていくこととなります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「高校改革 ～夢に挑戦する学び」の推進について、夢を持つ時期まで教育行政が口を挟むべきではなく、ましてやこれを高校の分類に適用することは大きな誤りであり、撤回すべき。	高校時代は、自らの生き方を模索する時期です。すべての生徒が自らの夢を見つけ、夢に挑戦する学びの実現を目指していきたいと考えております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「高校改革 ～夢に挑戦する学び」の推進について、今回の改革で一貫して強調されているのは、「人格の完成」よりも「産業人材を育成する」こと。今後設置する通学区ごとの「地域協議会」には構成員として「産業界から選出された者を必ず含む」よう求めている。	高校教育の最終的な目的は「人格の完成」であると考えております。それと同時に、将来を見据えて社会を歩んでいける力の育成も必要と考えております。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「高校改革 ～夢に挑戦する学び」の推進について、少人数編制クラスに言及したことは、県民の長年の願いであり、評価できる。国からの交付税の配分を変えるだけでなく、県独自の予算措置まで踏み込んだ検討を求める。また、少人数学級は、再編基準にも関連するものであり、少人数学級を踏まえて再編基準の再検討が必要。	少人数学級モデル校において先導的に改革に取り組み、その研究や実践の成果を検証し、有効な取組を他の高校に普及させたいと考えております。また、再編基準に関しては、学校の生徒収容人数に基づいたものであり、少人数学級の導入によって左右されるものではないと考えております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「高校改革 ～夢に挑戦する学び」の推進について、「再編を個々の学校の問題としてとらえるのではなく、地域全体及び県全体の将来像を総合的に検討する」としているが、地域における個々の学校の歴史や学校に寄せる住民の思いを「エゴ」として切り捨て、同調圧力をかけることにつながるものとして警戒しなくてはならない。再現基準の見直しを引き続き求める。	今後も引き続き地域の皆様の意見を丁寧に伺いながら、検討を進めて参ります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「高校改革 ～夢に挑戦する学び」の推進について、現在学校現場では過密な労働実態のなか過労死ラインで働いているという現実を直視しなくてはならない。教職員が教育に専念できる状況をつくりだすため、教育費増額と教職員増が求められる。	引き続き、教職員が教育に専念できる仕組づくりを検討して参ります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	高等学校に関し、「これからの時代に必要とされる学びに転換」とあるが、上からの「学び」を押し付けるのではなく、高校生自身が自分で「やりたいこと」「してみたいこと」が実現できるようにするには何が求められているのかを考えるべきではないか。	ご意見のとおり、高校生自身が自分で「やりたいこと」「してみたいこと」が実現するための「学び」を実現できるよう、環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「新たな学びへの転換を3つのポリシー（DP、CP、AP）を全ての高校で策定するための指針を提示します。」について、中教審は、大学教育についてDP、CP、APを求めているもので、高校教育については「三つの方針」を求めるものではない。特に高校には、学習指導要領が定められており、また使用する検定教科書も決まっている。こうした条件下で、すべての高校に「三つの方針」を求めることが必要か。	各高校の「育てたい人物像」に向かって様々な教育活動を一本化し、より特色のある新たな学びに転換するために「3つの方針」を策定します。「生徒受入れ方針」は、入学者選抜に係る「生徒募集の観点」をより具体的に示し、中学生が高校を選ぶ段階からの入学後のビジョンを明確に持ち、高校生活を充実させるための手助けとなるものを策定します。策定指針の作成に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	すべての県立高校が「3つの方針」（どのような生徒を望み、どのような教育をし、どのような人物を育てるかの方針）を策定することを求めているが、公立高校に求められているのは、どの地域にあっても教育が等しく保障されることであり、各学校が特色を競い、個別化を追求することではない。「育てたい人物像」をあらかじめ定め、入試改革と連動させて「どのような生徒の入学を望むのか」を学校が定めることは、入学を希望する生徒の排除にもつながる危険性があり、公教育の役割の放棄。	各高校の「育てたい人物像」に向かって様々な教育活動を一本化し、より特色のある新たな学びに転換するために「3つの方針」を策定します。「生徒受入れ方針」は、入学者選抜に係る「生徒募集の観点」をより具体的に示し、中学生が高校を選ぶ段階からの入学後のビジョンを明確に持ち、高校生活を充実させるための手助けとなるものを策定します。策定指針の作成に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「新しい学びへの転換に向けて3つの方針（DP、CP、AP）を全ての高校で策定する～」とあるが、中教審が大学教育について求めているもので高校に導入する必然性はない。3つの方針の削除または修正を求める。	各高校の「育てたい人物像」に向かって様々な教育活動を一本化し、より特色のある新たな学びに転換するために「3つの方針」を策定します。「生徒受入れ方針」は、入学者選抜に係る「生徒募集の観点」をより具体的に示し、中学生が高校を選ぶ段階からの入学後のビジョンを明確に持ち、高校生活を充実させるための手助けとなるものを策定します。策定指針の作成に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「新しい学びへの転換に向けて3つの方針（DP、CP、AP）を全ての高校で策定するための指針を～」とあるが、すべての高校で3つの方針を定める必要があるのかどうか疑問。APにより適格者主義に基づく受検が行われたとしたら、それは本来権利として存在する教育を受けられる権利を侵害することにもつながる。すべての高校で策定することには極めて慎重であるべき。	各高校の「育てたい人物像」に向かって様々な教育活動を一本化し、より特色のある新たな学びに転換するために「3つの方針」を策定します。「生徒受入れ方針」は、入学者選抜に係る「生徒募集の観点」をより具体的に示し、中学生が高校を選ぶ段階からの入学後のビジョンを明確に持ち、高校生活を充実させるための手助けとなるものを策定します。策定指針の作成に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「3つの方針」として掲げられているDP、CP、APは大学教育改革の用語だと思うが、そのまま県立高校に当てはめていいのか疑問がある。多様な高校があるのは良いことだが、鋭角的な特色あるカリキュラムをもつ高校よりも、「普通の中学生が普通に学び続けられる普通の高校」の方がニーズがあると思う。	各高校の「育てたい人物像」に向かって様々な教育活動を一本化し、より特色のある新たな学びに転換するために「3つの方針」を策定します。 「生徒受入れ方針」は、入学選抜に係る「生徒募集の観点」をより具体的に示し、中学生が高校を選ぶ段階からの入学後のビジョンを明確に持ち、高校生活を充実させるための手助けとなるものを策定します。 策定指針の作成に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	すべての高校が3つの方針（DP、CP、AP）を策定するとあるが、アドミッションポリシーを満たしていなければ、受験できないのか。また、新しい学びへの転換とあるが、どうして今新しい学びが求められているのか。教育関係者だけでなく、県民の方々にも分かりやすいように、分かりやすい言葉で表記して欲しい。	各高校の「育てたい人物像」に向かって様々な教育活動を一本化し、より特色のある新たな学びに転換するために「3つの方針」を策定します。 「生徒受入れ方針」は、入学選抜に係る「生徒募集の観点」をより具体的に示し、中学生が高校を選ぶ段階からの入学後のビジョンを明確に持ち、高校生活を充実させるための手助けとなるものを策定します。 策定指針の作成に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	高等学校において、3つの方針をすべての学校に策定させることには反対。公立普通科の高校に求められているのは、独自性よりもどの地域でも同質の学びが保障されること。また、どのような生徒を望むかを示すことが、志望しようとする生徒に対して門を狭めることにつながる心配がある。多くの生徒は、高校3年間を普通科でゆっくり学ぶ中で、自分の適性や進路を少しずつ探っていくのだと思う。中3段階という早期に自己決定を迫る必要はない。	各高校の「育てたい人物像」に向かって様々な教育活動を一本化し、より特色のある新たな学びに転換するために「3つの方針」を策定します。 「生徒受入れ方針」は、入学選抜に係る「生徒募集の観点」をより具体的に示し、中学生が高校を選ぶ段階からの入学後のビジョンを明確に持ち、高校生活を充実させるための手助けとなるものを策定します。 策定指針の作成に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	すべての高校が3つのAP、CP、DPを策定する方向を示しているが、高等学校で必要か。高校で学びたいすべての生徒の学ぶ場を保障して欲しい。	各高校の「育てたい人物像」に向かって様々な教育活動を一本化し、より特色のある新たな学びに転換するために「3つの方針」を策定します。 「生徒受入れ方針」は、入学選抜に係る「生徒募集の観点」をより具体的に示し、中学生が高校を選ぶ段階からの入学後のビジョンを明確に持ち、高校生活を充実させるための手助けとなるものを策定します。 策定指針の作成に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「高校改革～夢に挑戦する学び～」について、「3つの方針」の策定は受験生の選別につながる「適格者主義」をより強めるものだ。 「モデル校方式」では特定の高校への予算措置となる。どの高校にも必要な予算措置を行う計画とすること。 「魅力的な学びの場」は「再編整備」を待つまでもなく進めるべき。	各高校の「育てたい人物像」に向かって様々な教育活動を一本化し、より特色のある新たな学びに転換するために「3つの方針」を策定します。 「生徒受入れ方針」は、入学選抜に係る「生徒募集の観点」をより具体的に示し、中学生が高校を選ぶ段階からの入学後のビジョンを明確に持ち、高校生活を充実させるための手助けとなるものを策定します。 策定指針の作成に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。 モデル校において先導的に改革に取り組み、その研究や実践の成果を検証し、有効な取組を他の高校に普及させたいと考えております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	「高校改革～夢に挑戦する学び～」の推進について、モデル校方式は、一部のモデル校への重点的な予算配分を行うものとなり、教育の格差をいっそう広げることとなる。モデル校や統合校を優先する予算配分ではなく、県全体の高校の老朽化対策や生徒の生活に密着した環境の整備を優先すべき。	モデル校において先導的に改革に取り組み、その研究や実践の成果を検証し、有効な取組を他の高校に普及させたいと考えております。 また、学習環境・生活環境の整備に関しては、再編整備計画が確定したところから、優先順位を定め、既存校を含め計画的に整備を進めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策 1	モデル校を決めて予算を集中する方向が示されているが、「すべての県立高校に薄く広く教育条件整備を進める」ではいけないのか。モデル校でない学校に通う生徒の方がずっと多く、手厚い支援が得られるモデル校を軸に、各地区で高校間格差が広がったり、子どもたちが今以上の競争にさらされる懸念はないか心配になる。	モデル校において先導的に改革に取り組み、その研究や実践の成果を検証し、有効な取組を他の高校に普及させたいと考えております。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	モデル校方針による、整備充実をうたっているが、すべての高校で施設設備の充実が必要ではないか。再編ありきの整備充実ではなく、すべての高校にICT環境を整備し、洋式トイレを完備し、各教室に冷房設備を設置して欲しい。	モデル校において先導的に改革に取り組み、その研究や実践の成果を検証し、有効な取組を他の高校に普及させたいと考えております。 また、学習環境・生活環境の整備に関しては、再編整備計画が確定したところから、優先順位を定め、既存校を含め計画的に整備を進めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	モデル校方式は、特定の学校に手厚く予算を配分することになる。一部の学校で目新しい取組をするよりも、より多くの学校の教育環境を整えることに予算を使うべき。高校教育全体の底上げこそ必要。施設設備の老朽化にすら十分対応できていないのではないかな。	モデル校において先導的に改革に取り組み、その研究や実践の成果を検証し、有効な取組を他の高校に普及させたいと考えております。 また、学習環境・生活環境の整備に関しては、再編整備計画が確定したところから、優先順位を定め、既存校を含め計画的に整備を進めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	「高校改革 ～夢に挑戦する学び」の推進について、教育の基本は「人と人の向き合い」のなかで生徒を育むものであり、ICT教育への過度の傾斜に対しては警鐘を鳴らしたいと思う。	例えば、ICT機器の導入により、板書や教材提示などが省力化でき、生徒への発問による双方向的な授業や、表現方法の工夫の余地が広がるなど授業の質を上げることもできると考えております。ご指摘いただいた点につきましては、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	□信州創生を牽引する「高校改革～夢に挑戦する学び～」の推進（高等学校）に、以下を追加してはどうか。 「高校と市町村教育委員会が連携・協力により、各高校の校区や所在地における資源と人に関わる実体験をともなった探求的な学びの推進により、地域づくりの担い手、支え手となる人材を育みます。」	地域との連携・協働・外部人材の活用体験機会等の充実については、「第5編基本計画 第2施策の展開に記載しております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	大学が設置されていない地域（下伊那地域など）について、大学を誘致するとか大学進学に関する提案にふれた記述はできないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編基本計画 第2施策の展開 2-（4）高等教育の充実」に「市町村と連携して東京圏の大学のサテライトキャンパス等を誘致します。」と記載しました。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策1	地域と連関する学びは重要であるが、各校の教育課程や教育活動の中で検討すべきである。「信州学」は「学」の文字を使いながら学問的根拠はなく定義が不明確である。各校に実施を求めることは教育課程の編成権の侵害にもなりかねない。各校の取り組みを尊重するべきである。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第1 重点施策2 信州に根ざし世界に通じる人材の育成」 □地域と共に学びを深める取組の推進に記載しております。ご指摘いただいた点につきましては、事業実施段階で参考にさせていただきます。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策2	「多様性を包みこむ学校」について、「学校体制」としてはより少数での学級編成をすべき。また、「学校体制」のみではなく、必要な合理的配慮を適切に提供するための予算措置も必要。	必要に応じて適切な支援が受けられるよう、通級指導指導教室や特別支援学級の整備を進めるとともに、多様性を認め合える学級づくりやすべての児童生徒が力を発揮できる授業づくりを推進いたします。また、合理的配慮の考え方も含めた共生社会の実現のための理解啓発に努め、必要な合理的配慮が提供されるよう努めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策2	「チームとしての学校相談体制を構築します。」について、特別支援教育コーディネーターを専任化して欲しい。これからマネージメントリーダー教員がその役割を果たしていくとすれば、その教員は通常の授業から外してその任に専念させるべき。	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちに困難ですが、国に対して引き続き要望をしております。また、通常の学級における特別支援教育の実践力を備えた「マネージメントリーダー」を配置し、すべての教員の指導力とチームとして課題解決する力の向上を図ってまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策2	「子どもの貧困」という表現が昨今多用されているが、子どもの心情に配慮して適切な表現ができないものか。教育県長野ならではのこだわりを示してもらいたい。	本計画は国の教育振興基本計画を参酌するとともに、県の総合5か年計画の教育関連の個別計画の位置付けとなっており、両計画とも、子どもの貧困と表現されていることや、子どもの貧困という表現が一般化していることから、「子どもの貧困」という表現を使用しています。なお、ご意見の趣旨を踏まえ、「子どもの貧困対策」という表現を修正しました。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策2	経済的に困難な状況にある子どもに対する就学援助は大いにすべきだが、「学習支援」は経済的状況がどうであるかに関わらず、求める人間に広く門戸を開くべき。	いただいたご意見は、施策実施の際に参考とさせていただきます。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策2	入学準備金、修学旅行費等、学校徴収金に関わる市町村の取り組みを支援するような記載はできないか。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 重点政策2 すべての子どもたちが良質で多様な学びを享受 ・学びのセーフティネットの構築」に含まれております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策2	学校でもない家庭でもない第3の居場所の支援は居場所がなくて困っている人間にとって支えとなり得るため、是非力を入れてほしい。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(4)学びのセーフティネットの構築 ①子どもたちの居場所と学びを支えるサードプレイスの充実」に記載しております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策2	無料こども塾（あるいはこども食堂も）への取組に対して、県としてのかかわりや支援等にふれることはできないか。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第1 重点政策 重点政策2 すべての子どもたちが良質で多様な学びを享受 ・学びのセーフティネットの構築」に含まれております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策2	学びのセーフティネットに関し、夜間中学校の設置について触れられていない。設置の方向を考えるべきだと思う。	県では、平成28年度において、「中学校夜間学級設置における課題検討会」を設置し、長野県におけるニーズや設置上の課題を整理しました。今後、国の動向を注視しつつ、他の都道府県の取組や県内の潜在的なニーズの把握に継続的に努めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策3	生涯にわたる学びは、信州が持続的に発展し県民が豊かに生きるためではなく、本来的に人が持つ学びへの欲求からくるものである。何らかの力を身に付けることを課されるのではなく、権利としての生涯の学びでなければならない。	ご意見を参考に、誰もが主体的に学び合い、共に価値を創造する多様な学びが行われる環境づくりに努めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策3	重点政策3の「コミュニティの育ちを支える人材の育成」について、以下のとおり修正してはどうか。 「信州の財産である公民館活動をはじめとする社会教育の推進・充実を図り、地域の創造的な学びを支える人材の発掘とファシリテート能力・コーディネート能力の向上に取り組みます。」	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編基本計画 第1 重点政策 重点政策3 重点的な取組 □コミュニティの育ちを支える人材の育成」に「信州の財産である公民館活動をはじめとする社会教育の推進・充実を図るとともに、学びと自治の力を発揮した持続可能な地域づくりの取組を促進・支援するため、地域の創造的な学びを支える人材の発掘と…」と記載しました。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策3	重点政策3の「未来型公民館」について、用語説明が必要ではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編基本計画 第1 重点政策 重点政策3 重点的な取組 □社会教育施設を活用した、創造的な学びの場や機会の提供」に「地域に根づき、学びや交流を通して自治の担い手が育つ場としての役割を果たしてきた信州の公民館が、これまで以上に地域や社会の課題に向き合うために、民間団体や学校、NPO法人等の多様な主体と連携する「未来型の公民館」へと発展できるよう支援します。」と修正しました。 また、用語解説を追加しました。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策4	幼児期・就学期の文化芸術活動の充実について、現在の学習指導要領をいかにこなしていくか、そのために音楽鑑賞や芸術鑑賞といった学校行事を精選してきているのが実情ではないか。そこをどのように考えているのか。	文化芸術に関しても学習指導要領に則って適切に進めてきており、今後も引き続き進めてまいります。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策5	スポーツの振興・学校体育を充実させるとのことだが、運動は各人によって得手・不得手があり難しいのではないかと思う。	スポーツは、心身の健全な発達や健康及び体力の保持増進など多くの意義や効果をもたらすものであることから、より多くの県民が自発性のもとに各々の適性・目的に応じた運動を生活の中に取り入れ、運動の習慣化を推進することを目指しております。
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策5	子どもの運動・スポーツ機械の充実について、「学校と地域が連携して・・・」とあるが、ただでさえ忙しい教職員に新しい負担を背負わせることになるのではないか。また、「子どもの目線」「地域の実情」という言葉の示すものがわからない。	「学校と地域の連携」は、子どものスポーツ機会の充実には学校だけでなく地域と一体となった取組が必要という趣旨を表しております。 「子どもの目線」とは、「Student First」の精神に基づき運動やスポーツに親しみやすい環境づくりをしていくことを第一目的としていることを表しております。 「地域の実情」とは、少子化の影響で学校単独では運動部活動の存続が困難となっている地域があることを表しております。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
第5編 基本計画（重点政策）	重点政策5	県立武道館について、「武道の振興」とあるが、なぜ今「武道」なのか唐突な感じがする。	武道は、日本の伝統文化であること、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が年齢・体力等に 応じて取り組める運動文化として、体力向上や健康づくり、青少年の健全育成や高齢者の生き がづくりにも資することから、その伝統を次世代へと引き継ぎ、広く普及していくことが必 要であると考えております。 また、平成24年度からは中学校における武道必修化という流れもあり、多くの方たちが武道に 接する機会が増えてきていることなどから、県では、本県における武道振興の中核的拠点とし て武道館を設置することを平成28年5月に決定しました。 現在、平成31年度中の開館を目指し武道館の建設に取り組んでおり、開館後は県内の武道団体 や武道施設をネットワーク化し、武道の振興を図ってまいります。
第5編 基本計画（施策の展開）	-	施策の展開はもう少し具体的にならないか。どの施策を読んでも主語がない。誰が行うのか、 どこが行うのか、を明確に記述して欲しい。もしくは、どこの部署又はどこの管轄で行われる かは明示しても良いのではないか。	施策や取組を推進していく上では、特定の組織等だけでなく、様々な関係機関等と連携・協働 しながら、県全体で取り組んでいくことが重要と考えており、本計画案では、それぞれの施策 や取組の管轄部署名等を記載しておりません。 計画を推進にあたっては、県教育委員会だけでなく、知事部局、市町村、市町村教育委員会、 関係団体、民間団体等と連携し、県全体で効果的な取組となるよう努めてまいります。
1 未来を切り拓く学力の育成	(1) 確かな学力を伸ばす教育の充実	「保幼小連携」「小中連携」「中高連携」「高大連携」の中で、例えば中学生が小学生に一部 の授業を教える、または補助員として授業に参加し、理解ができない小学生を中学生がサポー トするという取り組みができないか。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 1-(1) 確かな学力を伸ばす教育の 充実（主に義務教育段階）」「1-(2) 高校教育の充実」に記載しております。
1 未来を切り拓く学力の育成	(1) 確かな学力を伸ばす教育の充実	学力向上について、「確かな学力」を伸ばす教育の充実が掲げられているが、学力の向上に力 点を置きすぎる傾向については慎重な姿勢を求めたいと思う。成果目標（測定指標）が示され ているが、全国的な平均値をとらえてそれに追いつけ、追い越せる学力向上主義に陥ることな いような基本計画であってほしい。 長野県においても福井県議会で示された「教育行政の根本的な見直し」の意見書を他県の出来 事ととらえることなく、真の教育の在り方に立った計画としていただきたい。数値だけが先走 りすることのない学力向上策となること、そして、今の忙しい教育現場の現状を踏まえた計画 の策定を望む。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 1-(1) 確かな学力を伸ばす教育の充 実」に記載の目指す成果「基礎的・基本的な知識・技能、知識・技能の活用力と課題探究力、 人間関係形成力等の非認知的能力など、これからの時代を生きるための資質・能力を身に付け る」「学ぶ意欲や目的意識をもった主体的な児童生徒の育成」に含まれています。
1 未来を切り拓く学力の育成	(1) 確かな学力を伸ばす教育の充実	「小中学校による合同研」は「小中高等学校による合同研」とした方が、全体の文脈に合うの ではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、小中と高校の連携を密にするよう、今後、検討してまいります。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	「正解が見つけにくい課題等に対し、（中略）、未来を創り出そうとする力」は、いつの時代 も学校教育に課せられた課題であり、現在がそれに向けた画期であるとの認識は正しくない。 探究的な学びの手法を取り入れた実践の指導は、自主的研究活動が主要課題としてきたもので あり、これからも課題であり続ける。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第1 重点施策2 信州に根ざし世界に通じる人材の育 成」 □地域と共に学びを深める取組の推進に記載しております。ご指摘いただいた点につ きましては、事業実施段階で参考にさせていただきます。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	正解が見つけにくい課題は地域の中にある。地域の中に学びの場を見つけ、地域の課題を教材 とするような、地域に根ざした学びの視点を加えてはどうか。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第1 重点施策1 信州に根ざし世界に通じる人材の育成 □地域と共に学びを深める取組の推進」に「信州学」の取組、推進として記載しております。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	探究的な学びの手法を取り入れるため、まず求められることは教授内容の精選と少人数学級の 実現であり、多忙化を解消する労働条件整備である。学びの動機付けは、第一義的には授業の 中で行われるべきである。	環境整備の必要性については、授業改善の推進にあたって考慮すべき点ではありますが、外部 人材の活用は、動機付けには効果が期待できるものと考えております。授業が第一であること はもちろんと考えております。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	普通科高校においては、個性化することを目的化してはならない。生徒の実態をもとに行われる教育課程議論を通し、柔軟に変化しつつ行われる各校独自の教育活動を尊重すべきである。いたずらに個性化や魅力化による差別化を求めることは、公教育の放棄でもある。普通科である以上、どの高校へ進学しても同じ普通教育が保障されることに砕心すべきではないか。	高校が、時代と生徒、地域のニーズに合った教育課程の弾力化を進め、個性豊かな魅力ある高校づくりを推進することは、社会の要請でもありと考えております。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	モデル校方式は、選択と集中による予算の傾斜とモデル校への過重負担を招きかねない。「少人数学級」についてはモデル校による検証を待つ段階ではない。できるところから導入しながら、ただちに拡大していくべきである。	モデル校において先導的に改革に取り組み、その研究や実践の成果を検証し、有効な取組を他の高校に普及させたいと考えております。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	本来「県がこういう高校にしますよ」と枠を作るのではなく、その高校に通う生徒と、教職員、そしてその地域の人たちがお互いに話し合いながら作り上げていくものではないか、と思うがいかがか。また「先駆的な改革」とあるが、何を持って「先駆的」と評価するのがわからない。	高校がそれぞれの特色を持ちながら新たな教育へ転換するために、県教育委員会が全県統一的に示す作成指針に従って、各高校が「3つの方針」を策定します。策定にあたっては校内での議論をはじめ、地域の皆様との意見交換等を踏まえながら進めていくことになります。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	高校改革の推進全体について、公立の高校に附属中学校が2校設置されているが、このことについての課題をどのように捉え、今後更に進めるのか、もう中止するのかの方向が見えないが、ここでは触れないのか。	現在、モデル校として県内に2校の併設型中高一貫校を設置しております。他地区への設置については、この2校の教育実践等の成果を踏まえて検討してまいります。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	『基礎学力の確実な定着と「伸びる力」を一層伸ばすための指導内容の工夫』と表現されている「伸びる力」は、特に進学を課題とする高校において、第2期の高校再編の大きな課題として検討して欲しい。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 1 未来を切り拓く学力の育成（2）-②授業改善の推進」の「『伸びる力』を一層伸ばす」に記載しております。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	「高校生の学びの基礎診断」は、各校が自らの学校の教育活動を検証するために用いられるべきである。PDCAサイクルによる目標管理のために活用すべきではない。数値目標管理による向上モデルは、教育現場にはなじまない。	「高校生の学びの基礎診断」は、生徒の学習状況を多面的に評価し、指導の工夫・充実を図っていくために活用すべきものと考えております。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	授業改善の推進について、「学びの基礎診断」として民間のツールが用いられるようだが、小中学校で行われている「学力テスト」同様に、より学校間の競争を強めることになるのではないかと危惧する。	「学びの基礎診断」は、各高校の教育目標や生徒の実態等を踏まえて適切な測定ツールを選択して活用するものです。学校間の競争を強めることにはならないと考えております。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2) 高校教育の充実	外部人材による進学対策講座への言及は、各校の進学指導を蔑にするものである。さらに、「進学指導」を特出しすることは、高校教育を進学指導とみなす姿勢の表れのようにも見える。	外部人材の活用は、あくまで高校における指導を補填するものと考えております。また「進学講座」は例示ですので、学びに対する動機付けには様々な活用方法が考えられます。
2 信州を支える人材の育成	(1) キャリア教育の充実	家庭科などで園児や親子と触れあう職場体験・子育て体験を全県で取り組んで欲しい。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 2-(1) キャリア教育の充実」に記載しております。
2 信州を支える人材の育成	(1) キャリア教育の充実	①学校における系統的・体系的なキャリア教育の実施について、「各学校が」を「各校種において」としてはいかがか。	平成23年11月策定の「長野県キャリア教育ガイドライン」の記述にあわせています。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
2 信州を支える人材の育成	(1)キャリア教育の充実	キャリア教育の本旨から、職業体験や農業体験、産業界との連携に留めるべきではない。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 2-(1) キャリア教育の充実」に記載しております。 長野県教育委員会は、平成23年11月に「長野県キャリア教育ガイドライン」を策定し、これに基づき、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進しております。「基礎的・汎用的能力」は、キャリア教育の中心として育成すべきものとして位置づけられ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を内容としておりますので、進路や職業に特化したものではないと考えております。
2 信州を支える人材の育成	(1)キャリア教育の充実	②実社会とつながる教育・体験機会等の充実について、小学校からの取組みが必要ではないかと思っておりますので、「中学校」を「小中学校」してはいかがでしょうか。	キャリア教育の実施については、小学校・中学校ともに学習指導要領に則って、これまでも各学校において適切に実施してきております。ご意見を参考にさせていただき、今後も引き続き進めてまいります。
2 信州を支える人材の育成	(1)キャリア教育の充実	②実社会とつながる教育・体験機会等の充実について、「③福祉教育」に記載はあるが、②の項目でも保健医療福祉分野の体験機会について、項目として明記してどうか。	キャリア教育の実施については、学習指導要領に則って、これまでも各学校において適切に実施してきております。体験機会については各学校が実情に応じて取り組んでおり、今後も引き続き進めてまいります。
2 信州を支える人材の育成	(1)キャリア教育の充実	労働者教育は、単に関係法令等に関する知識の習得だけでなく、現実に行われている事柄を通じ、社会的課題としてとらえる視座で行われるべきである。	ご意見をいただきました事項を参考に、労働関係法令の説明だけでなく、最近の労働問題や社会に出てから役立つ情報を取り上げるなど、より実践的な内容となるよう労働教育の充実を図ってまいります。
2 信州を支える人材の育成	(1)キャリア教育の充実	高等学校の生徒等が働く前に必要な労働関係法令等に関する知識を習得できるように、第3次基本計画では強く支援してもらいたい。	ご意見をいただきました事項を参考に、高等学校の生徒等が労働関係の基礎知識を習得できるよう、出前講座の開催など関係機関と連携を図りながら実施してまいります。
2 信州を支える人材の育成	(1)キャリア教育の充実	③福祉教育の推進について、介護分野だけでなく、障がい分野も含めた幅広い体験をとおして福祉の心を養う展開が良く、「介護施設職員」を「福祉施設職員」に置き換えたらいかがか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 2-(1) キャリア教育の充実 ③福祉教育の推進」の「介護施設職員」を「福祉施設職員等」に修正しました。
2 信州を支える人材の育成	(1)キャリア教育の充実	③福祉教育の推進について、ネットワークづくりの目的を明確にするために、文頭に「共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるために、」を加えたらいかがか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 2-(1) キャリア教育の充実 ③福祉教育の推進」の「学校、教育関係機関、地域、社会福祉協議会等が連携して、福祉教育のネットワークづくりを推進します。」を「共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるために、学校、教育関係機関、地域、社会福祉協議会等が連携して、福祉教育のネットワークづくりを推進します。」に修正しました。
2 信州を支える人材の育成	(1)キャリア教育の充実	③福祉教育の推進について、ボランティア活動をととした取組をイメージするために、本文中の「福祉学習」を「福祉教育・ボランティア学習」に置き換えたらいかがか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 2-(1) キャリア教育の充実 ③福祉教育の推進」の「福祉学習」を「福祉教育・ボランティア学習」に修正しました。
2 信州を支える人材の育成	(1)キャリア教育の充実	③福祉教育の推進について、出前講座や職業体験で体験することが福祉を考えることにはならない。福祉は社会的課題として考えるべきであり、「福祉マインド」の育成は、福祉社会実現を目指す姿勢を育むことである。	出前講座や職場体験については、福祉を考える1つのきっかけとして例示しています。いただいたご意見の趣旨を踏まえ、様々な機会をとおして福祉マインドの育成が図られるよう施策を推進してまいります。
2 信州を支える人材の育成	(2)長野県・地域を学ぶ体験学習	地域における学びは、「長野県の特徴と良さを学ぶ機会」ではなく、時に負の歴史を学ぶことでもあり、地域で学ぶことは学校と地域の中にある軋轢や不整合を学ぶことでもある。そうした歴史や現状をも学びつつ、社会と自分との関係を考える機会と捉えたい。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第1 重点施策1 信州に根ざし世界に通じる人材の育成」□地域と共に学びを深める取組の推進に記載しております。ご指摘いただいた点につきましては、事業実施段階で参考にさせていただきます。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
2 信州を支える人材の育成	(2)長野県・地域を学ぶ体験学習	地域における学びの結果、「郷土への誇り・愛着」に帰着する可能性はあるが、それを目的化してはならない。時にネガティブな印象を持ったとしても、それを変革しようと地域へのかかわりを強め、地域と強固に結びついていく可能性もある	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第1 重点施策1 信州に根ざし世界に通じる人材の育成」 □地域と共に学びを深める取組の推進に記載しております。ご指摘いただいた点につきましては、事業実施段階で参考にさせていただきます。
2 信州を支える人材の育成	(2)長野県・地域を学ぶ体験学習	郷土に誇り・愛着を持たせる前に、長野県の課題点が良い方向に向かう必要があると思う。	後世に憂いがない長野県にしていくことが私たちの務めですが、併せて、郷土に誇りと愛着を持ち、家族や地域の絆を大切に、未来の長野県を支え、地域社会の発展に貢献できる人が育てられるのも、私たちの務めと考えております。
2 信州を支える人材の育成	(3)世界につながる力の育成	長野県や日本の歴史文化への理解を深めることは、日本人としての誇り、国際人としての活躍に直結しない。歴史文化を学ぶことは、社会への鋭く厳しい批判を生じることもあり得る。そこから何を学びとり、どのような心情と行動に至るかについては、個を尊重すべきである。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第1 重点施策1 信州に根ざし世界に通じる人材の育成」 □地域と共に学びを深める取組の推進に記載しております。ご指摘いただいた点につきましては、事業実施段階で参考にさせていただきます。
2 信州を支える人材の育成	(3)世界につながる力の育成	研修の促進、教員の養成ではなく、第3次基本計画では、英語専科教員の配置をお願いしたい。	国では、英語の時数増に応じた定数改善を進めており、県においても国の動向を踏まえ、英語の専科加配を検討しているところです。
2 信州を支える人材の育成	(3)世界につながる力の育成	外国語によるコミュニケーション能力の充実・向上の施策として、「外国語指導助手を交えた実践的な英語授業により」とあるが、市町村によってはALT の数が不足している。英語専科教員の増員配置、ALT の増員配置が急務であり、施策としても示すべき。	国では、英語の時数増に応じた定数改善を進めており、県においても国の動向を踏まえ、英語の専科加配を検討しているところです。 小中学校のALT雇用・配置については、市町村教育委員会が行っています。語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の一層の活用を促すための文部科学省からの通知を市町村教育委員会に周知したところです。
2 信州を支える人材の育成	(4)高等教育の充実	全寮制・海外研修の必修は果たして大学進学を望む人間のニーズにマッチしているのかが疑問に思う。	長野県立大学は、入学者受入方針において、寮生活や海外プログラム等の必要性について示した上で、既に初年度の学校長推薦選抜及び自己推薦選抜を実施し、募集人員計64名に対し、125名から志願があったところです。寮生活を通して豊かな人間性を、海外プログラムを通してグローバルな視野を身に付けることなどを目標としています。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(1)豊かな心を育む教育	現状と課題にいじめの背景が書かれているが、この根拠はどこから出ているものなのか。「いじめられる子」の側に問題があるようにも受け止められるのが、決してそうではないと思う。	「いじめられる子」の側に問題があるとは考えていません。いじめは どの子どもにも、どの学校でも 起こりうるものであり、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題や、「観衆」としてはや立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しな雰囲気形成されるようにすることが必要であると考えております。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(1)豊かな心を育む教育	現状と課題に「たくましく生き抜くため」という書き方がされているが、これも「たとえいじめられてもそれに負けずに生きていけ」と言っているようにも読める。「生き抜く」という言葉は、「豊かな心を育む」「自他の尊重意識を高める」と言うこととはややニュアンスが違っていると感じるが、いかがか。	「たくましく生き抜く」の文言については、後に続く「日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとる力を身につける」にかかるものです。この課題に対応するため、「主な施策の展開」にお示ししている「④ 安全教育の充実」に取り組んでいきたいと考えております。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(1)豊かな心を育む教育	「心の豊かさ」は誰にも評定できない。「豊かな心」が示すものは不明確であるうえに、示されている4つの行動の浸透で育まれるものではない。	ご意見いただきました事項について、「心の豊かさ」は4つの行動だけで育まれるものではありませんが、提起されている4つの行動「本を読む」「汗を流す」「あいさつ・声がけをする」「スイッチを切る」は豊かな心につながる活動であると考えております。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(1)豊かな心を育む教育	「より良い方向を目指す資質・能力」が意味することが不明である。	道徳教育で目指す資質・能力は「高い倫理観を持ち、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を模索し続けるために必要な資質・能力（中央審議会答申・平成28年10月）」であり、「人間としてよりよく生きる基盤となる道徳性」を育成することを目指しております。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(1) 豊かな心を育む教育	規範意識は、社会との関わりや多様な経験の中から自らのうちに醸成されるものであり、社会従属的な規範を身につけるよう道徳教育を進めることは、社会に対して無批判で受容的な人格を育てることになる。	特定の価値観を押しつけたり、主体性を持たず言われるがままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと考えております。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(1) 豊かな心を育む教育	②社会性や規範意識の育成について、「さらなる道徳教育に取り組む」とあるが、これから道徳が教科化され、児童・生徒を評価しなくてはならなくなる。このことについては「道徳教育教科化の弊害」が指摘されているが、これをどのように受け止めているのかがわからない。	内面的資質である道徳性が、養われたか否かは、容易に判断できるものではありませんが、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科の指導では、その学習状況や成長の様子を適切に把握し評価することが求められています。これを弊害として捉えるのではなく、指導に生かされ、児童生徒の成長につながる評価としていくことが大切であると考えております。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(1) 豊かな心を育む教育	③学校人権教育の推進について、「指定校での研究」があげられているが、教職員の負担を増やすことにつながりかねない「指定校研究」は止めた方がよいと思う。	「人権教育研究指定校事業」については、文部科学省の委託事業として、「人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を行う」ことを目的に実施しています。研究校のニーズに沿った研究とすることで成果を児童生徒に還元できるため、研究指定校にとっても有益かつ適正な事業と考えておりますが、負担軽減においては、協力・連携のなかで図ってまいります。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(1) 豊かな心を育む教育	③学校人権教育の推進について、管理職によるパワハラについても忘れてはならないと思う。子どもたちに人権感覚を言うことも必要だが、パワハラについてもしっかりと文言として加えて欲しい。	職員のパワハラは、非遵行為として懲戒処分等の指針に明記しており、非遵行為根絶の取組については、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(2) 教員の質能力向上と働き方改革」に記載しております。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(2) 健康づくり・体力の向上	現状と課題の「共稼ぎ」という表現に違和感がある。	「核家族や共稼ぎ世帯の増加など」は続いて記載されている「生活スタイルや社会情勢の変化」の一事例としての記載であるため、ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 健康づくり・体力の向上」から削除します。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(2) 健康づくり・体力の向上	大麻、危険ドラッグ、覚せい剤などの未成年者の薬物乱用は、社会的な大問題となっている。薬物乱用が健康上の問題にとどまらず、社会に与える影響が大きいことを鑑み、健康についての正しい知識や規範意識を身につける必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 3-(2) 体力の向上・健康づくり」の「現状と課題」の4項目を「喫煙や飲酒、薬物乱用」に、「主な施策の展開」④の3項目を「喫煙、飲酒、薬物乱用による弊害等」及び「喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するための講習会等」に修正しました。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(2) 健康づくり・体力の向上	「複数校による合同部活動等、地域の実情に合った運動部活動の体制づくりの推進を支援します。」とあるが、中体連の規定では、強化選手の扱いとなり、合同チームが実現しないことがあり、是非認めて欲しい。	ご指摘いただいた内容は、事業を実施していく段階で参考とさせていただきます。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	応用力の基礎となるのが、幼児期の体験だと思う。幼児期における体験活動を全県的に広めて欲しい。	本県では平成27年度に信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度を全国に先駆けて創設し、信州の豊かな自然環境や多様な地域資源を活用した屋外を中心とする体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育を推進しています。子どもたちの将来にわたる「生きる力」を育むため、今後も幼児期の様々な体験活動を推進し、全国に発信してまいります。また、長野県の恵まれた自然環境のなかでの遊びをとおり、豊かな自然体験や生活体験を重ねていくことができるように、来年度策定予定の「長野県幼児教育振興基本方針（仮）」にその大切さを含め、全県的に広げてまいります。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	「自然体験や生活体験等が豊富な子どもや、生活習慣が身につけている子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向がある」といった調査結果等から」とあるが、どのような調査からの指摘か出典を注記すべき。子どもたちの置かれている生活実態と背景の分析なしに、単純に因果関係があるとする論を記してよいのか疑問。	出典元の調査は、平成26年度に国立青少年教育振興機構が行った「青少年の体験活動等に関する実態調査」になります。しかし、ご指摘のとおり因果関係として捉えかねられない記述にもなっておりますので「現状と課題」に「近年、幼児が身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤したり、考えたりするなかで、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとされる、幼児教育・保育の重要性への認識が高まっています」と修正いたしました。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	目指す成果について、「質の高い幼児教育・保育」とは、何を以て「質の高い」というのか。何か数値で図るようなものなのか。	県としては、質の高い幼児教育・保育を、環境を通して、子どもの自発的な活動としての遊びや生活を充実させていくことと考えております。よって、何か数値で図るようなものとは考えておりません。詳しくは、来年度策定予定の「長野県幼児教育振興基本計画（仮称）」の中に含めて検討してまいります。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	目指す成果について、「人材」という言葉が使われているが、幼児教育・保育に関わる人を「人材」と呼ばないで欲しい。人は機械でもなければ、道具でも歯車でもない。	県としては、「人材」という言葉をいただいたご意見のような意味合いでは使用しておりません。例えば、明鏡国語辞典（大修館書店）によると「人材」の意味を「才能があって役に立つ人、有能な人物」と記しているのとおり、幼児教育・保育に関わる方々を大切に考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	目指す成果について、「早期教育相談・支援体制の充実」とはどんなことなのか分からない。	早期から医療・保健・福祉・教育等関係機関が保護者や本人の伴走者となり、相談や連携を通して支える体制を充実させることです。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	就学前の幼児期に、特別支援をうける子の数が年々増えており、地域の療育機関や医療機関と連携したうえでの幼児教育がなされていることから、幼児教育の施策の展開として、「幼児期の支援教育」という言葉を加えて欲しい。	県としては、幼児教育においてもインクルーシブな教育を推進していく方向で考えております。よって「第5編 基本計画 第2 施策の展開 3-(3) 幼児教育・保育の充実」、②幼保小の連携強化の項において「福祉・医療等の関係機関と連携して、早期教育から切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります」という記述のなかで、乳幼児からの支援教育の連携体制の充実という意味も含めておりますが、さらに、分かりやすくなるよう「福祉・医療等の関係機関と連携して、早期からの切れ目のない教育相談・支援体制の充実を図ります」という記述に修正いたしました。また、求められることとして挙げていただいた内容「教諭・保育士の専門的知識・技能の向上」に関しては、幼児教育支援センター（仮称）の構築の中でも反映させてまいります。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	「幼稚園、保育所、認定こども園における教育・保育の充実」に関わる施策に、「幼稚園教諭、保育士の増員、正規職員の採用」を入れるべき。安く雇い、働きは正規職員同等には充実につながらない。	県としては、保育士等の処遇改善につながる研修を行ったり、保育士の人材バンクを作ったりする等の施策を通じ、保育士等の労働環境を整えております。ご意見をいただきました保育士等の採用につきましては、市町村、または私立の教育機関が任命権をもっておりますので、県としては引き続き動向を注視してまいります。教育振興基本計画への反映は困難であると考えております。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	幼保から小への連携だけでなく、小学校に繋がる教育を幼稚園等で行って欲しい。	幼稚園、保育所等において、子どもたちの自発的な活動である遊びや園での生活全体をとおして主体性を育てていくことが、その後の教育につながっていくと考えております。よって、小学校以降の教育につながる幼児教育のさらなる充実を、今後も目指してまいります。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	幼稚園や保育園の「ミニ小学校化」が大きな問題として指摘されている。それが就学前の子どもや保護者、幼稚園・保育園の職員のプレッシャーになっているのではないか。「目指す成果」にある「早期教育相談・支援体制の充実」が「小学校入学までにできるようにさせる」ためのものであったら、私は大きな間違いだと思う。	ご意見をいただきました「早期教育相談・支援体制の充実」は、特別な配慮が必要なお子さんを含め、すべての就学前児童や保護者が安心して就学することができるように、必要に応じて早期より教育相談を行い、切れ目のない支援体制のさらなる充実を目的としております。ご指摘の「小学校入学までにできるようにさせる」ためのものではございません。
3 豊かな心と健やかな身体の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	文部科学省より幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿が示されていることから、次のように修正してはどうか。 「子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を進める中で、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）を意味づけて、幼・保・小間での子どもたち同士の交流や教員・保育士による相互参観、合同研修会等に取り組みます。」	ご指摘の通り、新しい「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の総則、また「小学校指導要領」の総則にて、幼保小の職員同士が子どもたちの姿を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有していくことは、幼保小の連携を進めていくひとつの方法として示されています。よって、来年度策定予定の「幼児教育振興基本方針（仮称）」のなかで具体的に示したり、県内の幼稚園、保育所、認定こども園や小学校に配付予定のリーフレット等を含め、周知をはかってまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
3 豊かな心と健やかな身体 の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	子育て支援は子どもの利益を最優先して行き、保護者の自己決定を尊重することが示されているので、次のように修正してはどうか。 「○幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が円滑、着実に実施され、子どもの利益が最優先されるよう取り組みます。 ○子育てに不安を抱く保護者からの情報や気持ちを受け止め、支援が必要な幼児と家族への支援の充実に取り組みます。」	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 3-(3) 幼児教育・保育の充実」の「幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が円滑、着実に実施されるよう取り組みます。」を「幼児期の教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が円滑、着実に実施され、子どもの利益が最優先されるよう取り組みます。」に、「子育てに不安を抱く保護者への支援や特別な支援が必要な幼児への支援の充実に取り組みます。」を「子育てに不安を抱く保護者を地域で支えていけるよう、支援が必要な幼児と家庭への支援の充実に取り組みます。」に修正しました。
3 豊かな心と健やかな身体 の育成	(3) 幼児教育・保育の充実	子ども・子育て支援策への取組について、今の学校の状況を見たり聴いたりしている保護者にとって、わが子の将来（とりわけ学習）について不安を抱えない保護者はいないと思う。たくさん情報がある中で、子どもたちの発達にとって何が重要なことなのかを、丁寧にじっくりと伝え、共に考えあえる支援こそ考えていただきたい。	少子化、核家族化等により、子育て環境が変化しており、子どもの将来に不安を抱えない保護者はいないということはご意見のとおりと考えております。幼稚園が子育て支援のために施設を開放して、幼児期の教育に関する情報を提供したり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう、引き続き幼稚園の取組を支援してまいります。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(1) 地域・家庭と共にある学校づくり	目指す成果について、「小規模校の特性を生かしたきめ細かな対応」について書かれているが、現実には、児童生徒の減少を理由にした統廃合が県下各地で進められていることと、やっていることのギャップを感じる。	県では中山間地等の小規模校における学びを重要と考えており、「中山間地リーディング校」において、そのメリットを最大限に生かした学校づくりに取組み、研究成果の全県展開を図るなどの取組を進めています。今後も市町村と連携しつつ、小規模校の学びの充実を図ってまいります。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(1) 地域・家庭と共にある学校づくり	「地域の活性化」に果たす学校の役割に触れていると思うが、学校の統廃合が進められている。地域から学校が無くなったなら、「学校と地域の協働活動」も絵に描いた餅になってしまうのではないか。	県では中山間地等の小規模校における学びを重要と考えており、「中山間地リーディング校」において、そのメリットを最大限に生かした学校づくりに取組み、研究成果の全県展開を図るなどの取組を進めています。今後も市町村と連携しつつ、小規模校の学びの充実を図ってまいります。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(1) 地域・家庭と共にある学校づくり	中堅層の教員に求められるものは、研修による学校運営のマネジメント力だけでなく、授業実践やクラス運営の実践により蓄積された、数値化されない、安易に評定できない力を次の世代へ受け継いでいくことである。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(2) 教員の資質能力向上と働き方改革」に記載しております。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(1) 地域・家庭と共にある学校づくり	保護者や地域住民の参画は重要であるが、学校における主体である教職員や生徒が置き去りにされてはならない。開かれた信頼される学校づくりは、これまでも多くの学校で実践されてきており、その実践と成果に学ぶべきである。	ご意見を参考に、地域・家庭と共にある学校づくりに努めてまいります。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(1) 地域・家庭と共にある学校づくり	子どもたちの成長発達に関して家庭のあり方は非常に重要であるが、家庭教育までもスタンダード化し、スタンダードに基づく対応を求めることは問題である。貧困にあえぎ生活することで精一杯になっている家庭を支援するなど、社会の仕組みを整える必要がある。	ご意見いただきました事項につきましては、子どもの貧困対策や子育ての経済的・心理的負担を軽減する取組や、ひとり親支援事業の実施段階で参考にさせていただきます。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(1) 地域・家庭と共にある学校づくり	家庭での教育が必要なことだとは思いますが、それ以前に家庭が家庭として成り立つことの施策を進めることが求められていないか。家庭が子どもにとって安全で安心できる場になるためにできることをまずは進めて欲しいと思う。	ご意見いただきました事項は、今後、事業実施段階で参考にさせていただきます。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(1) 地域・家庭と共にある学校づくり	企業に対しての仕事と子育てが両立できる職場環境づくりは、教員の仕事と家庭の両立の実現にもかかわることである。第3次基本計画では、企業も学校も労働の場としての職場として環境づくりをすすめてほしい。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(2) 教員の資質能力向上と働き方改革」に記載しております。学校における働き方改革推進のための基本方針に基づく具体的な取組を促進し、教員が仕事と家庭の両立を実現できるよう働き方改革を推進してまいります。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(1) 地域・家庭と共にある学校づくり	人口減少期における学校づくりについて、「目指す成果」に書かれているように小規模校ならではの特性を生かした教育を進めるといふのであれば、安易に統廃合に走ることをないようにして欲しい。	県では中山間地等の小規模校における学びを重要と考えており、「中山間地リーディング校」において、そのメリットを最大限に生かした学校づくりに取組み、研究成果の全県展開を図るなどの取組を進めています。今後も市町村と連携しつつ、小規模校の学びの充実を図ってまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2)教員の資質能力向上と働き方改革	教員の資質能力向上と働き方改革について、大切なことは、「幼・保・小・中・高・特連続性のある支援」であると考えている。配慮を必要とする児童生徒だけでなく、すべての子どもたちに、分かりやすい授業、個々の行動の背景にあるものに応じた温かい支援を継続することが教員の資質能力の向上に結びつくと思う。全ての教職員が特別支援教育を行う長野県教育を目指していただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の主な施策の展開を整理するとともに、下記のように修正しました。 「発達障がい等支援が必要な児童生徒が安心して学べる事業づくりの促進や、必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。」「乳幼児期から進路先まで切れ目ない支援の充実に向け、「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、支援の接続を強化します。」
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2)教員の資質能力向上と働き方改革	目指す成果について、教員としての基本的能力が3つほど示されているが、児童生徒理解・児童生徒に寄り添う力が根っこにあることがまずは必要だと思う。そして、そのために1クラスの人数を更に減らしていくことが必要だと思う。小中学校は一応35人以下学級になっているが、もっと削減すること、合わせて高校にもそれを導入していくことを検討すべき。	ご指摘の通り、児童生徒や保護者の思いを受け止め、共感しながら良い方向への歩みを支援する力は教師にとって不可欠であり、生徒指導力をはじめ、学級経営力、授業力の基盤となるものと考えます。 また、県では小中学校のすべての学年で35人以下学級を実現するほか、各学校の状況に応じた特別加配を実施し、きめ細かな教育の実現を支援しています。今後も引き続き、実効性のある加配の実施に努めます。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2)教員の資質能力向上と働き方改革	児童生徒の職場体験と同等の「教職員の異業種職場体験」を若手や中堅の教職員に1週間程度経験させることにより、民間感覚を肌で感じ、教職員の資質向上に繋がるのではないかと。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(2) 教員の資質能力向上と働き方改革」に記載しております。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2)教員の資質能力向上と働き方改革	優秀な教員とは何を指すのか。生徒の存在が多様であることを踏まえれば、教職員もまた、多様であるべきである。それぞれ特性を持つ教職員が、自ら持つ特性を発揮し、総力として教育力を向上させる視点を持つべきではないかと。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(2) 教員の資質能力向上と働き方改革」から、「②優秀な教員の確保」の項目及び文言を削除し、「①教員の倫理、指導力、専門性、社会性の向上」に統合しました。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2)教員の資質能力向上と働き方改革	「優秀な教員の確保」とあるが、どんな基準をもとに「優秀」とするのか。教員は現場の中で育つものではないかと。ましてや養成、採用段階で「優秀」と決める性質のものではないかと。施策からの削除を求めると。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(2) 教員の資質能力向上と働き方改革」から、「②優秀な教員の確保」の項目及び文言を削除し、「①教員の倫理、指導力、専門性、社会性の向上」に統合しました。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2)教員の資質能力向上と働き方改革	「優秀な教員」と書かれているが、「どんな」「何を」持って優秀というのか。また、それを誰がどのように判断するというのか。新卒で教員になったときにすでに「優秀な教員」ということはあるのか。経験を積み重ねていく中で教員としての力を身につけていくということを大切に考えて欲しい。その意味で、臨時採用として子どもと共に学んで来た経験を持っている教職員を採用していくこともしっかりと考えて欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(2) 教員の資質能力向上と働き方改革」から、「②優秀な教員の確保」の項目及び文言を削除し、「①教員の倫理、指導力、専門性、社会性の向上」に統合しました。 県では、教員採用において「社会人を対象とした選考」を実施し、実践経験が豊かで指導力の高い講師の採用に取り組んでいます。今後さらに、力のある講師の採用のあり方について研究してまいります。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2)教員の資質能力向上と働き方改革	「学校が求める教員像」とは具体的には何を指しているのか。「目指す成果と課題」に書かれている「授業力、生徒指導力、学級経営力」のことを指しているのか。また、学校が求める教員像には、「子どもが求める先生の姿」という視点は含まれているのか。	「授業力、生徒指導力、学級経営力」は「学校が求める教員像」の一つの視点と考えます。また、「学校が求める教員像」には「子どもが求める先生の姿」の視点も含まれていると認識しています。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2)教員の資質能力向上と働き方改革	働き方改革について5点書かれているが、この改革を推進する主体は、県教育委員会と考えて良いかと。また、「仕事と家庭の両立」という表現もあるが、もちろん独身の方の「生活」もふまえての表現と考えて良いかと。	教員の働き方改革推進については、県において喫緊の課題と認識しており、「学校現場における働き方改革推進基本方針」を策定し、市町村と連携しながら、教員の時間外勤務時間縮減にむけた取組に踏み出したところです。県が主体的に取り組むのは当然ですが、同時に市町村や保護者・地域の方々との連携・協業が欠かせないと考えています。 「仕事と家庭の両立」については、すべての教職員を対象と考えています。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2)教員の資質能力向上と働き方改革	働き方改革といって外部人材を入れて役割を分担すれば、時間確保に繋がると思う。しかし、多くの人が関わるということはそれだけ情報流出の危険性も高まるわけで、その際の責任はどこにいくのか。仕事を分担する内容やその責任性についてどこまで検討されたのか教えていただきたい。	教員の働き方改革推進にあたっては、国においても分業化・協業化の視点を重視しており、県としても国の動向等に注視しながら検討しているところです。現在導入を検討しているスクールサポートスタッフや部活動指導員については、地方公務員としての任用であることから守秘義務等、サービス上の義務がありますが、仕事の内容や責任のあり方については、今後事業を進める中で検討してまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2) 教員の資質能力向上と働き方改革	本来業務以外に携わる時間の多さを長時間勤務の一因としているが、その解消を人的支援や意識改革に求めることには疑問がある。絶対的な業務量の問題であり、解消のためには、業務の縮小と少人数学級、教職員の定数増が必要である。人的支援は、場合によっては大量の非正規労働者や官制ワーキングプアを生み出す可能性もある。	教員の働き方改革推進については、県においても喫緊の課題と認識しており、「学校現場における働き方改革推進基本方針」を策定したところ。また国の「分業化・協業化による学校現場の業務改善推進」の方向を踏まえ、県としてもスクールサポートスタッフや部活動指導員等、外部人材を活用した学校の支援体制の充実を検討しているところ。定数増については国の定数改善が必要となることから、今後も国に対して働きかけてまいります。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2) 教員の資質能力向上と働き方改革	働き方改革について、今現在パワハラやセクハラ相談件数として何件あがっているのか。また、「セルフケア、ラインケア、スタッフケア、専門家ケアによるメンタルヘルス対策の推進により、教員の心身の健康の保持増進を図ります。」とあるが、どのように、どの段階で関わってもらえるのか、明確にすべきだと思う。	今年度ハラスメント相談専用電話による相談は12月末時点でありませぬ。また、教職員のメンタルヘルスケアの推進については、「心の健康づくり計画」において「セルフケア、ラインケア、スタッフケア、専門家ケア」それぞれの対策を示し、周知を図っているところ。教職員の理解が更に深まるよう、研修会や広報などの機会をとらえて周知等に取り組んでまいります。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2) 教員の資質能力向上と働き方改革	前回計画の「働きやすい環境作り」から「働き方改革の推進」へと踏み込んだ表現になったことは、学校現場の超勤実態を重く受け止め、なんとか改善しようとする決意の表れであると評価する。5年後に、確実に超勤縮減がすすみ、教員のワーク・ライフ・バランスが達成することを望む。	教員の働き方改革推進については、県においても喫緊の課題と認識しており、「学校現場における働き方改革推進基本方針」を策定し、市町村と連携しながら、教員の本来業務である「よい授業づくり」に注力できるために、教員の時間外勤務時間縮減にむけた取組に踏み出したところ。また国の「分業化・協業化による学校現場の業務改善推進」の方向を踏まえ、県としてもスクールサポートスタッフや部活動指導員等、外部人材を活用した学校の支援体制の充実を検討しているところ。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(2) 教員の資質能力向上と働き方改革	理数教育や外国語教育のみ特出しすることは、「知」のあり方への理解の浅薄さを露呈させる。社会科学や人文科学を軽視したところに、創造的「知」は成り立たない。	理数教育や外国語教育等と記載しておりますとおり、理数教育や外国語教育に限定しているものではなく、全ての教育分野においての趣旨で記載しております
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(3) 安全・安心・信頼の確保	子ども達がスマートフォンに依存してしまったり深夜まで使用している問題についてももしっかり記述した方が良くと思う。今の表現では「上手に使える良い」と受け止められてしまう。	ご意見をいただきました事項につきましては、今後、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及に対応するための青少年のメディアリテラシーの向上及び適正な利用を、「県民総ぐるみの青少年育成運動」等とも連携し推進する中で、事業の実施段階において参考にさせていただきます。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(3) 安全・安心・信頼の確保	学校教育の中に児童生徒の発達段階や科学的知見に基づいた性教育を位置づけることが重要であると思う。そのことをもっと明確に打ち出す必要があるのではないか。	「児童生徒の発達段階や科学的知見に基づいた」教育につきましては、性教育に限定されるものではないため、計画の個別項目で記述することには馴染まないものと考えておりますが、事業実施段階で参考にさせていただきます。具体的には、平成30年度以降に実施予定の性に関する指導の教員向け研修では発達段階を考慮した校種区分で行うことや、最新の知見を踏まえた実践事例を扱うことなどを検討しています。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(3) 安全・安心・信頼の確保	「児童生徒が性に関する正しい知識を習得し」とあるが、そのためには学校教育の中に児童生徒の発達段階や科学的知見に基づいた性教育を位置づけることが重要。「児童生徒の実態に合った性教育の進め方の実例、資料などを積極的に提供する」との文言を入れて欲しい。	ご意見をいただきました「児童生徒の実態にあった性教育の進め方の実例、資料などを積極的に提供する」ことにつきましては、事業の実施段階で参考にさせていただきます。具体的には、平成30年度以降に実施予定の性に関する指導研修会等を活用して、学校での実践にそのまま活用できる内容を盛り込むことなどを検討しています。
4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり	(3) 安全・安心・信頼の確保	「(3) 安全・安心・信頼の確保」の「主な政策の展開」に「防災教育」に関する項目を追加して欲しい。	ご意見の趣旨に関しては、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(3) 安全・安心・信頼の確保」のほか、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 3-(1) ④ 安全教育的充実」にも記載しています。学校安全に関しては、生活安全、交通安全、災害安全の3領域それぞれの推進に努めてまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	現状と課題について、「未然防止」という言葉の中にはどうしても「不登校はあってはならないもの、ダメなこと」というとらえ方があるような気がしてならない。同様に「効果的な支援の推進」ということからは「学校に戻すことこそ効果的な支援」と読み取れる。不登校を子どもや保護者の責任として押し付けるのではなく、学校のあり方そのものが問われていること現状をまずは受け止めることから始めるべきではないか。	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に明示されているとおり、不登校は、取巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮し、支援にあたっては不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うことが重要と考えております。その上で、子ども同士のコミュニケーション能力を育てる取組や、授業のユニバーサルデザイン化等の推進をとおして、不登校未然防止のための魅力ある学校づくりを支援していきたいと考えております。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	「小学生の不登校の要因・・・、中学校では・・・」と書かれているが、この調査はあくまでも学校サイドから見たものであって、当事者の声が反映されたものにはなっていないと思う。また、関係機関との連携について具体的に触れていないので、よくわからない。	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）においては、「不登校の要因」については、教職員が本人と保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入することとしています。不登校への支援については、学校だけでなく、市町村教育委員会や福祉、健康部局、医療関係者など様々な機関が連携して支援にあたることが重要と考えております。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	高校生の不登校についての現状と課題についてはどのように受け止めているかも書くべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5 すべての子どもの学びを保障する支援」の(1)の現状と課題に高等学校の現状として「高等学校では友人関係をめぐる問題の割合が高くなっています」と、課題として「魅力ある学校づくりや」と記載しました。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	今学校に来ている子どもたちにも当然休む権利はあり、その点は落としてはならないと思う。	子ども同士のコミュニケーション能力を育てる取組や、授業のユニバーサルデザイン化等の推進をとおして、不登校未然防止のための魅力ある学校づくりを支援していきたいと考えております。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	目指す成果について、支援に向けた取り組みは「登校することがよいこと」という前提に立っているとしか思えない。今いじめに合っている子、学校に来られない子たちが傷ついた心を休めることを保障することこそが大事ではないか。また、学校に来ている子どもについても、「休むことは悪いこと」という見方ではなく、「心休めるときにはしっかり心休めて良いんだよ」と伝えてあげることこそ必要だと思う。	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づき、子どもたちが、安心して登校し、学校生活を送ることができるように、児童生徒の抱える「不安」や「悩み」を早期に発見できる体制の整備を進めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた状況が改善されるように、学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整備していきたいと考えております。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	いじめる側になってしまったこのケアについては触れられていないが、どう考えているのか。	いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題や、「観衆」としてはや立ったり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しな雰囲気形成されるようにすることが必要であると考えております。そのため、子どもたちがいじめを乗り越えていけるような集団づくりを推進していきたいと考えております。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	ここまで不登校児がいる現状をみたとき、教育内容や支援体制の強化で解決できる問題ではないと思っている。県としては、市町村がいわゆるフリースクールと言われている自由な学びの場を開設することを認め、それを支援する方向を明確にして欲しい。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第1 重点施策2 すべての子どもたちが良質で多様な学びを享受」及び「第5編 基本計画 第2 施策の展開5 すべての子どもの学びを保障する支援(4) 学びのセーフティネットの構築」に記載しております。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	「未然防止」という言葉の中には「不登校になることはダメなこと」というニュアンスを感じる。「未然防止」というのではなく、「休んでも大丈夫なんだよ」というメッセージを送ることの方が必要だと思う。	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に明示されているとおり、不登校は、取巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮し、支援にあたっては不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うことが重要と考えております。その上で、子ども同士のコミュニケーション能力を育てる取組や、授業のユニバーサルデザイン化等の推進をとおして、不登校未然防止のための魅力ある学校づくりを支援していきたいと考えております。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	いじめ・不登校児童生徒の相談・支援体制について、保護者や家庭環境に問題があるケースもあるので、福祉機関との連携は欠かせないと思う。	ご意見の趣旨は、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(1) いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援」に記載しております。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	「適応指導」という言葉には違和感を感じる。「学校に適応させる指導・支援」「学校に来させる指導・支援」ということになるのではないかと。「学校に適応させる」ことが目的ではなく、まずは「子どもたちからのSOS」という受け止めから入る支援が必要だと思ふ。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5 すべての子どもの学びを保障する支援」の(1)の主な施策と展開の③「学校における不登校児童生徒の状況に応じた教員配置により、不登校など課題を抱える児童生徒に対する適応指導・支援を行います。」から、「適応指導・」を削除しました。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	「民間団体の自立支援メニュー」「地域の民間団体との情報連携」とは具体的に何を指し、どんな支援をイメージしているのか。	民間団体の支援メニューを活用している市町村の取組みを紹介したり、自校の児童生徒がフリースクール等民間団体に通っている学校に対して、児童生徒の活動状況の把握を促したりしていきたいと考えております。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2)特別支援教育の充実	県内の特別支援学級在籍児童生徒数が、全国に比して極めて高い状況の原因をどのように分析しているか。	本県においてこれまで大切にしてきた、個の教育的ニーズに応じた特別な支援の充実の表れでもありと考えておりますが、通常の学級を基盤に必要に応じて適切な支援を受けられる通級による指導の充実や、児童生徒の育ちに応じた柔軟な学びの場の見直しの促進をさらに進める必要があると考えております。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2)特別支援教育の充実	特別支援学校の教職員数が、圧倒的に不足していることをどのように考えているか。	特別支援学校の教職員数の定数乖離については、児童生徒への支援の充実のために、引き続き努力してまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2)特別支援教育の充実	現在、特別支援学校の教職員数は標準法との乖離が大きく、極めて不十分な状況。法律通りの教職員配置となるよう、具体的な改善計画を策定し、早急に充実させてほしい。	特別支援学校の教職員数の定数乖離については、児童生徒への支援の充実のために、引き続き努力してまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2)特別支援教育の充実	「教職員配置の具体的な方策を策定して計画的な充実を図ります」とあるが、特別支援学校の教職員数が、標準法の定数から大きく乖離している問題の改善が急務である。ぜひ計画的な教職員配置を期待したい。	特別支援学校の教職員数の定数乖離については、児童生徒への支援の充実のために、引き続き努力してまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2)特別支援教育の充実	現在の特別支援学校の教職員定数は極めて低い状態にある。計画的に定数改善を進めていきたい。教育県の名に恥じない、国基準の定数に早くなるように増員をお願いしたい。また、施設面も劣悪。施設が児童生徒増に追いついていない。障害のある子どものしっかりとした教育環境で学ぶことができるように計画的な改善を強く求める。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の主な施策の展開を整理するとともに、下記のように修正しました。「発達障がい等支援が必要な児童生徒が安心して学べる事業づくりの促進や、必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。」「これからの特別支援学校のあり方検討踏まえ、「特別支援学校整備基本方針(仮)」を策定し、教育環境の整備・改善を進めます。」特別支援学校の教職員数の定数乖離については、児童生徒への支援の充実のために、引き続き努力してまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2)特別支援教育の充実	分教室での教育が前提で記述されているが、分教室では教職員配置が貧困であったり、特別教室がなかったりする。身近な地域で専門性の高い教育を受けるためには、しっかりとした職員配置や施設設備が必要で、そのためには分教室ではなく、「学校」として設置する必要がある。	これからの特別支援学校のあり方検討の中で、身近な地域で専門性の高い教育を受けられるための方策について検討します。また、分教室を含めた特別支援学校の施設整備の充実に向けて、引き続き努力してまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2)特別支援教育の充実	「小中学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒数は全国に比して極めて高い状況が続いており、今後、これまで以上に通常の学級を基盤とした学びを支える取組が求められています。」というのは、本当なのか。誰から求められているのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の現状と課題を整理するとともに、下記のように修正しました。「発達障がい等の診断等のある児童生徒が増加しており、通常の学級の中にも支援を必要とする多様な児童生徒が在籍しています。それらの児童生徒が通常の学級の中で持てる力を十分に発揮できるよう、個に応じた支援や集団づくりの力を高める必要があります。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2)特別支援教育の充実	「障がいのある者もない者もともにいることが社会にとって必要である」とあるが、なぜ、障がいの有無による二分法でとらえるのか。「社会にとって」必要かどうかということを経済計画に位置づけると自体が、人権侵害ではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の現状と課題を整理するとともに、下記のように修正しました。「すべての人たちが互いの個性を尊重し合い、多様なあり方を認め合える社会が必要であるという意識を、教員を含めたより多くの人々に広めていく必要があります。」

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	インクルーシブ教育を「障害のある者もない者もともにいること」としているが、人の存在を二分法で捉えることはできない。全ての人が個性を持つ存在であり、個性を持つことを自認するとともに、他者もまた同じであることを認めることにより、お互いを尊重することこそが重要ではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の現状と課題を整理するとともに、下記のように修正しました。 「すべての人たちが互いの個性を尊重し合い、多様なあり方を認め合える社会が必要であるという意識を、教員を含めたより多くの人々に広めていく必要があります。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「障害のある者も、ない者も共にいることが、社会にとって必要であるという意識」とあるが、「障害のあるなしの二分論」であり、「社会での必要性」を持ちだしていることがすでに障害者差別につながるものではないか。インクルーシブとは障害のあるなしにかかわらず全ての人を包み込むという概念であるはず。上記の文言の削除または修正を求める。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の現状と課題を再整理するとともに、下記のように修正しました。 「すべての人たちが互いの個性を尊重し合い、多様なあり方を認め合える社会が必要であるという意識を、教員を含めたより多くの人々に広めていく必要があります。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「障がいの ある者もない者も共にいることが」とあるが、インクルーシブな教育を考えると、障害の有無による二分的なとらえではなく、すべての子どもたちを包み込むような表現が適していると考えます。 また、「社会にとって必要」という表現には違和感がある。「社会にとって必要」かどうかということを教育計画に位置づけること自体に違和感がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の現状と課題を再整理するとともに、下記のように修正しました。 「すべての人たちが互いの個性を尊重し合い、多様なあり方を認め合える社会が必要であるという意識を、教員を含めたより多くの人々に広めていく必要があります。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「障害のある者もない者も共にいることが、社会にとって必要であるという意識」という記載があるが、「障害の有無」による二分法でのとらえや、「社会にとって必要」かどうかというとらえが、人権侵害であると考えます。表記を見直すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の現状と課題を整理するとともに、下記のように修正しました。 「すべての人たちが互いの個性を尊重し合い、多様なあり方を認め合える社会が必要であるという意識を、教員を含めたより多くの人々に広めていく必要があります。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	現状と課題について、発達障がいのある子どもたちに対する取り組みに対して、各通常学校・各養護学校での失敗例・成功例の蓄積を進めながら、障がいに応じた取り組みを理解しやすい形にまとめ、教育の一助となるようなベース化を図る。 インクルーシブな教育に関しても、各校の取り組みに依存するだけでは、建前は素晴らしいが、実際は形式ばかりのものになってしまう可能性がある。失敗例・成功例・課題などを共有できる形で着実に進化できる取り組みにしていく必要がある。	どの学校・学級でも多様な児童生徒が互いに認め合える学級づくりや、すべての児童生徒が力を発揮できる授業づくりを実践できるようにするため、学級づくりや授業づくりを進める上での共通基盤となる内容である「信州型ユニバーサルデザイン」をもとに、教員の研修を進めてまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	目指す成果について、自分のペースで社会生活に必要な情報を得ることができるように、自分の考えを伝えることができるように、ITを活用した教育を充実させていく。学校卒業後も継続して教育ができるような環境を整備していく。	障がい特性に応じたICT機器の活用について研究を進めてまいります。また、生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実を図ってまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	インクルーシブ教育に向けた「学校解決力」とは何を指すのか。	「学校解決力」とは、特別支援教育に係って困難が生じた際の対応に留まらず予防的な対応も含め、必要に応じて外部の専門機関と連携しながら、学校全体がチームとして主体的に改善策や予防策を考え、実行していく力です。 ご意見を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育」の目指す成果から削除するとともに、主な施策の展開に下記のように記載しました。 「発達障がい等支援が必要な児童生徒の教育的ニーズに応じて、関係職員が連携し学校全体がチームで支援していける体制づくりを推進し、「学校解決力」の向上を図ります。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「判定会議」というもので養護学校、特別支援学級という進路を決められている。インクルーシブな教育は実現するには、「すべての子供を普通学級に入学させ、その上で必要に応じて個別支援をする。そのために必要な教員を配置する。」という方針を出して欲しい。	ご意見にありますように、「インクルーシブな教育」の推進はとても大事な方法であると考えております。すべての子どもを通常の学級への在籍とすることは困難ですが、一人ひとりが最も適切な学びの場で学ぶことができるよう、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の主な施策の展開を整理するとともに、下記のように修正しました。 「一人ひとりの教育的ニーズに最も適した就学先の決定がなされ、児童生徒の育ちに応じた柔軟な学びの場の見直しが行われる体制づくりを推進します。」

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「通常の学級を基盤に、教育的ニーズに応じて適切な支援が受けられる連続的で」とあるが、まず、個の教育的ニーズに応じた学びの場を保障する必要がある、そこが基盤となって、子どもの育ちに応じて連続的で多様な教育対応を展開すべき。	本県が今まで大切に考えてきた、障がいのある児童生徒一人ひとりへの支援の充実を図るためにも、引き続き、連続性のある「多様な学びの場」の整備を推進してまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「通常の学級を基盤に、教育的ニーズに応じて適切な支援が受けられる連続的で」とあるが、個々の教育的ニーズに応じた学びの場を保障することが必要であると考え。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の主な施策の展開を整理するとともに、下記のように修正しました。 「発達障がい等支援が必要な児童生徒が安心して学べる事業づくりの促進や、必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「発達障がいの理解・啓発にあたる」とあるが、なぜ発達障害に限定するのか。インクルーシブな教育は発達障害の児童生徒だけのためのものなのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の主な施策の展開を整理するとともに、下記のように修正しました。 「○ 障がいのある児童生徒への理解、多様な人々が共に生きる社会の実現に向けて、教員や地域社会に向けた研修の機会の提供や理解啓発を推進するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍による取組についての周知・啓発を進めます。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	障害の重い児童生徒にとって、学びの場の見直しよりもまずは個に応じた学びの場の保障を行うべき。現在、そこが十分でない。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の主な施策の展開を整理するとともに、下記のように修正しました。 「発達障がい等支援が必要な児童生徒が安心して学べる事業づくりの促進や、必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。」 「これからの特別支援学校のあり方検討踏まえ、「特別支援学校整備基本方針（仮）」を策定し、教育環境の整備・改善を進めます。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	特別支援学校高等部分教室について、これまでの実践の成果とあるが、高等部分教室の実践について検証や総括は行われているのか。設置の可能性に言及する論拠はあるのか。	特別支援学校高等部分教室については、定期的に連絡会を行い、各校の教育実践の成果や課題について共有しています。また、これからの特別支援学校のあり方検討を踏まえ、「特別支援学校整備基本方針（仮）」を策定し、教育環境の整備・改善を進める中で、分教室のあり方についても検討してまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級を基盤に、教育的ニーズに応じて適切な支援が受けられる連続的で多様な教育対応を展開できる体制の普及を図ります。」とあるが、まず、それぞれの子どもにあった学びの場が基盤となって、そのうえで、子どもの育ちに応じて学びの場を見直すなど、連続的で多様な教育対応を展開していくべきだと考える。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の主な施策の展開を整理するとともに、下記のように修正しました。 「発達障がい等支援が必要な児童生徒が安心して学べる事業づくりの促進や、必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「発達障がいの理解・啓発にあたる人材の育成や、研修への講師派遣等を行い、すべての教職員に対する研修や、学校をとりまく地域社会における啓発活動を促進します。」とあるが、なぜ発達障害に限定するのか。インクルーシブな教育は発達障害の児童生徒だけのためのものではない。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の主な施策の展開を整理するとともに、下記のように修正しました。 「○ 障がいのある児童生徒への理解、多様な人々が共に生きる社会の実現に向けて、教員や地域社会に向けた研修の機会の提供や理解啓発を推進するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍による取組についての周知・啓発を進めます。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「柔軟かつ適切な学びの場の見直しが行われるよう」とありますが、障害の重い児童生徒にとっては、学びの場の見直しよりも、まずは個に応じた安全で安心できる学びの場を保障する必要がある。現在、そこが十分ではない。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(2) 特別支援教育の充実」の主な施策の展開を整理するとともに、下記のように修正しました。 「発達障がい等支援が必要な児童生徒が安心して学べる事業づくりの促進や、必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。」 「これからの特別支援学校のあり方検討踏まえ、「特別支援学校整備基本方針（仮）」を策定し、教育環境の整備・改善を進めます。」
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「適切な支援」の中には例えば通級指導教室があると思うが、この設置についてはこれからどのように進めていくのか。	通級指導教室担当教員の基礎定数化を踏まえ、本県全域の地域ごとのバランスを見ながらLD等通級指導教室のさらなる設置を検討してまいります。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(2) 特別支援教育の充実	「発達障がいに関する ～ 共通アセスメントの普及等を進めます。」とあるが、個別的教育支援計画とは別にということか。様々な観点から見直しが必要な時期にきていると思うことから、個別的教育支援計画や個別の指導計画の現状把握をお願いしたい。	「情報共有ツール（個別支援ノート）」及び「共通アセスメント」につきましては、本県における発達障がい者支援施策の一つとして、保健、医療、福祉等の分野と連携して平成25年度から取り組んでいる施策であり、新たなツールやアセスメントの導入を計画しているものではありません。既存の支援情報が進路先に確実に接続され、支援に生かされるよう、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を推進してまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(3) 多様なニーズを有する子ども・若者への支援	「ハローワークや市町村との連携」とあるが、誰もが居住地・近隣市町村での就業を望むとは限らないと思う。	ご意見をいただきました事項を参考に、相談者の希望する就業を実現できるよう、ハローワーク等の関係機関との連携も図りつつ、今後もきめ細やかな支援を実施してまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(3) 多様なニーズを有する子ども・若者への支援	「自立のための訓練」とあるが、根性論を前面に出したのになってしまわないか心配に思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(3) 多様なニーズを有する子ども・若者への支援①若年無業者（ニート）、ひきこもり等の子ども・若者への総合的支援」の「自立のための訓練等」を「自立のための支援」に修正しました。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(4) 学びのセーフティネットの構築	「経済的な困難な状況」＝「貧困」と考えたとき、「貧困」の根っこにある保護者の経済的支援についても教育委員会として積極的に発信して欲しい。	保護者の経済的支援については、長野県が策定中の「長野県子ども・若者支援総合計画」において、子どもの貧困対策として、保護者の支援策を打ち出しており、教育委員会も連携して取り組んでまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(4) 学びのセーフティネットの構築	向学心を強調し支援に言及しているが、向上心の有無にとらわれず、誰もが学べる場と機会の保障が重要であり、そのために必要な経費などは社会の責務として公費で負担すべきである。	学ぶ意欲すらもてない子どもたちいなくなることを目指した施策の推進を進めてまいります。なお、記述方法を一部修正しました。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(4) 学びのセーフティネットの構築	奨学金についても言及しているが、「貸与」に留まる。貸与型奨学金は、最終的には貸与を受けたものが返還しなければならない。給付型奨学金を支給することを検討すべきである。	「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5-(4) 学びのセーフティネットの構築 ②子どもの貧困対策」については、ほかのご意見や関連計画の内容等を踏まえ、記載内容を修正しています。なお、平成26年度から奨学給付金を支給しています。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(4) 学びのセーフティネットの構築	19歳以下の自殺率の状況はあまり県民に知られていないのではないか。また、全国平均に比べて高い自殺率の背景などについてはどのような分析をされているのか。	19歳以下の未成年者の自殺は深刻な状況であることから、本計画のほか、健康福祉部で策定する「第3次長野県自殺対策推進計画」においても、未成年者の自殺対策を重点施策として位置づけています。県民の皆様には自殺の状況を含めて、これらの計画の周知を図り、施策への御理解・御協力をいただきながら取組を進めてまいります。また、自殺の背景には、家庭の課題、友人関係、進学の問題、個人の特性等がからみあっていると考えられますが、背景調査をしても自殺の理由が不明であることがほとんどです。自殺行動をとることが考えにくいような児童生徒が、突発的・衝動的に自殺行動を起こすケースもみられます。そのため、悩みを抱えこまずに自らSOSを発信することができる力を身につけるための「SOSの出し方に関する教育」や、SOSに対する周囲の気づきの感度の向上を図るための研修や啓発等の対策に取り組んでまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(4) 学びのセーフティネットの構築	「教育機会確保法」には「夜間中学の設置」がうたわれているが、夜間中学の必要性についての認識はどうか、そして是非設置していただきたい。	県では、平成28年度において、「中学校夜間学級設置における課題検討会」を設置し、長野県におけるニーズや設置上の課題を整理しました。今後、国の動向を注視しつつ、他の都道府県の取組や県内の潜在的なニーズの把握に継続的に努めてまいります。
5 すべての子どもの学びを保障する支援	(5) 私学教育の振興	高校における私立高校と公立高校との関係について一切触れられていない。公私比率は将来的な公立高校の規模や存続などにも関わる問題である。第2期再編計画では平成30年までに地域ごとの再編計画を示すよう求めているが、公私比率に基づく公私の生徒数が曖昧なままでは計画の検討が不可能である。	公立高校と私立高校は、共に高校教育の発展を目指すものとして協力していきたいと考えています。それと同時に、公立高校には望ましい公教育の場を作っていく責任があると考えています。

第3次長野県教育振興基本計画原案に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

基本施策等	施策の展開等	ご意見概要	計画案への反映対応案
6 学びの成果が生きる生涯学習の振興	(1)共に学び合い、共に価値を創る「みんなの学び」の推進	新しい価値を生みは文章的に意味が分からない。不要ではないか。その2行下に同様な文言がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第5編 基本計画 第2 施策の展開 6-1「現状と課題」の「新しい価値を生み、」を削除しました。
6 学びの成果が生きる生涯学習の振興	(2)社会的課題に対する多様な学びの創出	目指す成果として、環境教育とうたわれているが、ここでの環境教育とは、一般的な省エネ・公害を減らしていくような取り組みのことを言っているのか。主な施策の展開の内容からすると、目指す成果の内容には、違和感がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 6-(2)社会的課題に対する多様な学びの創出」の目指す成果を、「社会的課題を踏まえた多様な学びの情報をつなぐとともに、誰もが学びたいときに学べる機会を創出します。」に修正しました。
6 学びの成果が生きる生涯学習の振興	(2)社会的課題に対する多様な学びの創出	特に高齢化が進展しているとあるが、社会的課題とするならば、障がい者が増えてきていることも、社会的課題ではないか。	県内の身体障がい者手帳所持者が近年減少傾向にある一方で、障がい者の高齢化による障がいの重度化・重複化及び発達障がいの診断を受けた人の増加や、特別支援学校の生徒数が増加するなど、障がい者を取り巻く支援のニーズは多様化していると考えます。こうした情勢に対応するため、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 5すべての子どもの学びを保障する支援 及び 7 潤いと感動をもたらす文化とスポーツの振興」において、特別支援教育の充実や、文化やスポーツなど障がい者の暮らしを豊かにする支援を推進することとしています。また、「長野県障がい者プラン2018（仮称）」にも具体的な施策を記載し、支援ニーズに合わせた取組を推進してまいります。
7 潤いと感動をもたらす文化とスポーツの振興	(3)スポーツの振興	「観光の振興、地域経済の活性化に結び付けていきます。」とあるが、「世界平和・国際理解の推進」がオリンピックをはじめとする国際大会の目的ではないか。	スポーツが持つ多面性を十分に活かし、スポーツの振興という観点に加え、日本で開催される国際大会を契機としたスポーツツーリズムを振興することにより、国際理解の推進をはじめ、地域経済の活性化を進めてまいります。
8 本計画における成果指標	-	「エビデンス」は一般的にまだまだ馴染みがなく、あえて英語で表す必要はないと思う。日本語ではいかがか。	ご意見の趣旨を踏まえ、わかりやすい表現にあらためました。
8 本計画における成果指標	-	成果指標が数値としてあげられているが、教育の成果を数値で測ることに無理がある。短期的な数値目標管理は、教育の本質を歪めさせる。こうした数値による目標管理は、教育活動を矮小化させ、教職員を萎縮させかねず、豊かな教育の展開を阻むおそれがある。数値目標として示すことができるのは、施設等の整備状況等ではないか。	計画においては、施策の方向ごとに、受益者である子どもたちや県民の皆様にとってどのような成果を目指すのかという視点で目標を設定しています。目標を設定しない参考指標提示や、新たな指標の開発などより、適切な評価ができるよう取り組んでまいります。
8 本計画における成果指標	-	基本計画において示されている重点政策と具体的な施策に対して、成果の指標項目に偏りが見られ、かなり大雑把な印象を受ける。第2次計画では、例えば「豊かな心を育む教育」にあるような、客観的な測定が困難な目標（指標）も含まれており、その点は精査が必要だと思うが、原案に示された指標項目だけで、計画全体の成果や達成状況を分析・評価できるのか、疑問を感じる。	ご意見の趣旨を踏まえ、県の施策をわかりやすく把握できるよう、施策の具体的な方向ごとに、成果目標の達成度を測定する成果指標と目標数値を設定せずエビデンスを分析して有効に施策を実施するための参考指標を設定しました。計画の推進にあたっては、成果指標と参考指標のほか、本計画に記載していないエビデンス等も含め、適切な評価ができるよう努めてまいります。
8 本計画における成果指標	-	明確に目標に掲げられることにより、教職員の意識改革が行われるものと期待できることから、測定指標に「教職員の不祥事0件」を掲げて欲しい。	原案では、「第5編 基本計画 第2 施策の展開 4-(2)教員の資質能力向上と働き方改革 主な施策の展開」において、当該部分にご意見の趣旨が含まれており、不祥事はあってはならない行為であることから、成果指標で掲げるまでもないことと考えております。
8 本計画における成果指標	-	成果指標の中で「新たに不登校となった児童生徒の在籍比」を示すことはやめるべき。指標となれば在籍比を減らすことが数値目標となり、不登校を悪いこと（マイナス）のイメージを植え付け、不登校生に登校を強制する指導が危惧される。それにより、不登校生をさらに追い詰めてしまうことにつながる。	本指標は、不登校児童生徒に対して学校への復帰を図る指導に重点をおくものではなく、すべての児童生徒にとって魅力ある学校を実現するためのものと考えております。